

平成 25 年度 集団指導資料

介護療養型医療施設
(介護予防) 短期入所療養介護

参考資料

関係法令

- ・「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例（国基準省令と県条例の対照表）
..... 1
- ・「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について」
..... 24
- ・「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(抜粋)」（国基準省令と県条例の対照表）
..... 28
- ・「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（抜粋）」（国基準省令と県条例の対照表）
..... 44
- ・「介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について(抜粋)」
..... 60

厚生労働省 社会保障審議会 介護給付費分科会資料 70

- ・平成26年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案（抜粋） 71
 - 別紙1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 72
 - 別紙3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準 83
 - 別紙5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準 100
- ・介護報酬の算定構造（案）介護サービス（抜粋） 109
 - 短期入所療養介護 110
 - 介護療養型医療施設 113
- ・介護報酬の算定構造（案）介護予防サービス（抜粋） 117
 - 介護予防短期入所療養介護 118

<p>○〔旧〕指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第四十一号〕</p> <p>〔この省令は、平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）一条により廃止。ただし、平成一八年六月二二日法律八三号（健康保険法等の一部を改正する法律）附則一三〇条の二第一項により、平成三〇年三月三日までの間、なおその効力を有する。〕</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第二条）</p> <p>第三章 設備に関する基準（第三条）</p> <p>第四章 運営に関する基準（第四条）</p> <p>第五章 ユニッツ型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第三十九条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十条）</p> <p>附則</p>	<p>○健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六條の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例</p> <p style="text-align: center;">〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十六号〕</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第二条）</p> <p>第二章 人員の基準（第三条）</p> <p>第三章 設備の基準（第四条）</p> <p>第四章 運営の基準（第七条）</p> <p>第五章 ユニッツ型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営の基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第四十一条・第四十二条）</p> <p>第二節 設備の基準（第四十三条）</p> <p>第三節 運営の基準（第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二百六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（以下「旧法」という。）第四百十條第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。</p>
<p>○〔旧〕指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第四十一号〕</p> <p>〔この省令は、平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一〇号（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令）一条により廃止。ただし、平成一八年六月二二日法律八三号（健康保険法等の一部を改正する法律）附則一三〇条の二第一項により、平成三〇年三月三日までの間、なおその効力を有する。〕</p> <p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二章 人員に関する基準（第二条）</p> <p>第三章 設備に関する基準（第三条）</p> <p>第四章 運営に関する基準（第四条）</p> <p>第五章 ユニッツ型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準</p> <p>第一節 この章の趣旨及び基本方針（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第二節 設備に関する基準（第三十九条）</p> <p>第三節 運営に関する基準（第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四百十條第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第二百十條第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。））にあつては、指定都市又は中核市、以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二條、第二十二條（第五十條において準用する場合を含む。）、第四十八條第二項及び第三項、附則第四條から附則第六條まで、附則第十八條並びに附則第十九條の規定による基準</p> <p>二 法第二百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三條第二項第二号、第四條第二項第二号、第五條第二項第二号、第三十九條第二項第一号イ（三）（床面積に係る部分に限る。）、第四十條第二項第一号イ（三）（床面積に係る部分に限る。）並びに第四十一條第二項第一号イ（三）の規定による基準</p> <p>三 法第二百十條第三項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六條第一項（第五十條において準用する場合を含む。）、第六條の二（第五十條において準用する場合を含む。）、第十四條第四項及び第五項、第十六條（第五十條において準用する場合を含む。）、第十八條第七項、第三十條（第五十條において準用する場合を含む。）、第三十四條（第五十條において準用する場合を含む。）、第四十三條第六項及び第七項並びに第四十四條第八項の規定による基準</p> <p>四 法第二百十條第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条の二 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービスクラス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>	<p>（基本方針）</p> <p>第二条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービスクラス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p>

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者という。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者という。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- 二 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
- 五 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 介護支援専門員 一以上

3 指定介護療養型医療施設（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号。以下「令」という。）第四項に規定する病棟により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員
- イ 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟（イの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

4 前三項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者という。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者という。以下同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員の基準

（従業者の員数）

第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ療養病床を有する病院として必要とされる数以上
- 二 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
- 五 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 介護支援専門員 一以上

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）（以下「旧令」という。）第四項に規定する病棟により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員

イ 老人性認知症疾患療養病棟（医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条の例（平成二十四年岡山県条例第四十六号。以下「医療法基準条例」という。）第五条第三項の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟（イの規定の適用を受けるものを除く。）にあっては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上

四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

六 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。）

4 前三項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項から第三項までの常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延長時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数を換算する方法をいう。

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病種を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ、者をもって充てなければならぬ。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるとする。

9 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

10 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第三章 設備に関する基準

(構造設備)

第三条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを持たなければならない。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

5 第一項から第三項まで並びに附則第二条及び第十条の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延長時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病種を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第五号及び第三項第六号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一とする。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができ、者をもって充てなければならぬ。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

8 第一項第五号、第三項第六号及び第六項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならぬ。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるとする。

9 第三項第一号の医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

10 第三項第四号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

第三章 設備の基準

(構造設備)

第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

四 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

五 談話室は、療養病床の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならない。

六 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第五条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、食堂及び浴室を有しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 患者が使用する廊下であって、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

- 四** 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 五** 談話室は、療養病棟の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならない。
- 六** 食堂は、内法による測定で、療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
- 七** 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 三** 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第五条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

二 前項の指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

二 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

三 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）としなければならない。

- 五** 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。
- 六** デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。
- 七** 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとす。
- 八** 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。
- 三** 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第六条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第二十四条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。

- 二** 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

四 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

五 談話室は、療養病棟の入院患者同士及び入院患者とその家族が談話を楽しむことができる広さを有しなければならない。

六 食堂は、内法による測定で、療養病棟における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。

七 浴室は、身体の不自由な者の入浴に適したものでなければならない。

三 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第六条 指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室を有しなければならない。

二 指定介護療養型医療施設の病室、廊下、生活機能回復訓練室、デイルーム、面会室、食堂及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

- 一** 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。
- 二** 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。
- 三** 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とすること。

四 患者が使用する廊下であって、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上（医療法基準条例第五条第三項の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）としなければならない。

五 生活機能回復訓練室は、六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えなければならない。

六 デイルーム及び面会室の面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有しなければならない。

七 食堂は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。ただし、前号のデイルームを食堂として使用することができるものとす。

八 浴室は、入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものでなければならない。

三 前二項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四章 運営の基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、患者又はその家族に対し、第二十七条の運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の患者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について患者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

- 二** 指定介護療養型医療施設は、患者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該患者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

□ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該患者又はその家族が第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第六条の二 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービス提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第六条の三 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第八条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退院）

第九条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理的の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

□ 指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて患者又はその家族の閲覧に供し、当該患者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法）による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって複製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、患者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護療養型医療施設の使用に係る電子計算機と、患者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護療養型医療施設は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護療養型医療施設が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定介護療養型医療施設は、当該承諾を得た後に、当該患者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該患者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該患者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第八条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由なく指定介護療養施設サービス提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第九条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第十条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第十一条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受けていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退院）

第十二条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理的の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に入院させるよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

第十一条 削除 [平成二〇年三月厚労令七七号]

(利用料等の受領)

第十二条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費）に該当する指定介護療養施設サービス（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る費用）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費用の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便直のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第十四条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス（旧法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。）が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費）に該当する指定介護療養施設サービス（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る費用）の一部として、当該指定介護療養施設サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に当該指定介護療養施設サービスに要した費用の額とする。以下「施設サービス費用基準額」という。）から当該施設に支払われる施設介護サービス費用の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（旧法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（旧法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便直のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十三条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第十四条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいうちに指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十五条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービス提供に当たたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十五条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書患者に対して交付しなければならない。

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第十六条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいうちに指導又は説明を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、必要に応じ、入院患者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十七条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入院患者及びその家族に面接して行われなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービス提供に当たたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。
 - 一 定期的に入院患者に面接すること。
 - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
 - 一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
 - 二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更を受けた場合
- 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

- 第十六条** 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。
- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
 - 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
 - 三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
 - 四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行う。
 - 五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
 - 六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。
 - 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

（機能訓練）

第十七条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行われなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

- 第十八条** 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清ししなければならない。
 - 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行われなければならない。
 - 4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入院患者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入院患者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われなければならない。

- 一 定期的に入院患者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

- 一 入院患者が要介護更新認定を受けた場合
- 二 入院患者が要介護状態区分の変更を受けた場合

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるほか、別に厚生労働大臣が定める基準によらなければならない。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならないこと。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならないこと。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十六項の治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

（機能訓練）

第十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行われなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十条 看護及び医学的管理の下における介護は、入院患者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入院患者を入浴させ、又は清ししなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行われなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第十九条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二十条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（患者に関する市町村への通知）

第二十一条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービス利用の必要がなくなると認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の管理）

第二十二条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の都道府県知事等の医務法第十九条第二項に基づき許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院、診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合には、この限りでない。

（管理者の責務）

第二十三条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第二十三条の二 計画担当介護支援専門員は、第十五条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

5 指定介護療養型医療施設は、褥（じょく）瘡（そう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、前各項に定めるほか、入院患者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 指定介護療養型医療施設は、その入院患者に対して、入院患者の負担により、当該指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第二十一条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

3 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならない。

（その他のサービスの提供）

第二十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者からの要望を考慮し、入院患者の嗜好（し）好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（患者に関する市町村への通知）

第二十三条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 指定介護療養施設サービス利用の必要がなくなると認められるにもかかわらず退院しないとき。
- 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の管理）

第二十四条 指定介護療養型医療施設を管理する医師は、当該施設所在地の知事等の医務法第十二条第二項の許可を受けた場合を除くほか、同時に他の病院又は診療所を管理する者であってはならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、同時に他の介護保険施設、養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十一年法律第三十三号）第二十条の四の養護老人ホームをいう。）等の社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの施設が同一敷地内にあること等により、当該指定介護療養型医療施設の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（管理者の責務）

第二十五条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第二十六条 計画担当介護支援専門員は、第十七条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

三 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。
四 第三十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第二十四条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十五条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十六条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 第三十六条第二項の規定により苦情の内容等を記録すること。
四 第三十八条第三項の規定により事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。

(運営規程)

第二十七条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十八条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供できよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならぬ。ただし、入院患者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 前項の研修には、入院患者の尊厳を守り、入院患者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、入院患者の人權の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第二十九条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他の必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、非常災害時における入院患者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

4 指定介護療養型医療施設は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の受入れに努めるものとする。

(衛生管理等)

第三十一条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。
四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に当たった対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第二十八條の二 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第二十九條 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十條 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十一條 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第三十二條 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五條第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第二号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十三條 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に当たった対応を行うこと。

(協力歯科医療機関)

第三十二條 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第三十三條 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十四條 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入院患者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入院患者の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十五條 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第三十六條 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関し、旧法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五條第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う旧法第七十六條第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十七條 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十四条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十五条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第三十六条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備し、おこななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十四条第四項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一節の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の一部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第三十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居室における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十八条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、入院患者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十九条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備し、おこななければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第十三条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第十六条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二十三条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 第三十六条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第三十八条第三項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営の基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第四十一条 第二節の二、第三章及び前二章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の一部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。））ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この章に定めるところによる。

(基本方針)

第四十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居室における生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居室における生活と入院後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備に関する基準

(構造設備)

第三十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三方メートル以上とすること。

(1) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条第一項第二号に規定する食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 設備の基準

(構造設備)

第四十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

(1) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあっては、二十一・三方メートル以上とすること。

(1) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号ロの共同生活室は、医療法基準条例第六条第三号の食堂とみなす。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

と。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供すものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四第一項に規定する食堂とみなす。

- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十一条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

- (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とするこ

と。

三 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

- 3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供すものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第二項第一号ロの共同生活室は、医療法基準条例第八条第二号の食堂とみなす。

- 5 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第四十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。以下この条において同じ。）は、ユニット、生活機能回復訓練室及び浴室を有しなければならない。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

一 ユニット イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。

- (3) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

- (i) 十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービス費の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四十二条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービス費を提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（法第五十一条の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

(ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ニ 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

二 廊下の幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

三 生活機能回復訓練室 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室 入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

3 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の利用に供するものでなければならぬ。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービス費の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第三節 運営の基準

(利用料等の受領)

第四十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 居住に要する費用（旧法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同号の居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとす。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとす。

(指定介護療養施設サービス取扱方針)

第四十三条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニツトにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行われなければならない。

6 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十四条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニツトにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体が清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニツト型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとす。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとす。

(指定介護療養施設サービス取扱方針)

第四十七条 指定介護療養施設サービスは、入院患者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入院患者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入院患者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護療養施設サービスは、各ユニツトにおいて入院患者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護療養施設サービスは、入院患者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護療養施設サービスは、入院患者の自立した生活を支援することを基本として、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設の従業者は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうように説明を行われなければならない。

6 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、必要に応じ、入院患者が成年後見制度を活用することができるとして配慮しなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニツトにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入院患者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者の日常生活における家事を、入院患者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者が身体が清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入院患者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、おむつを使用せざるを得ない入院患者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、褥(じょく)瘡(そう)が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、前各項に規定するもののほか、入院患者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニツト型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、その負担により、当該ユニツト型指定介護療養型医療施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。

(食卓)

第四十五条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第四十六条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好(し)好に娯楽又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十七条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニッツの敷及びユニッツごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十八条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニッツごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニッツごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニッツごとに、常勤のユニッツリーダーを配置すること。

3 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、当該ユニッツ型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

(食卓)

第四十九条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供できるよう努めなければならない。

3 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜好(し)好に娯楽又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第五十一条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 入院患者の定員
- 四 ユニッツの敷及びユニッツごとの入院患者の定員
- 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 非常災害対策
- 八 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第五十二条 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介護療養施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入院患者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に定める職員の配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニッツごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニッツごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニッツごとに、常勤のユニッツリーダーを配置すること。

3 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、当該ユニッツ型指定介護療養型医療施設の従業者によって指定介護療養施設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニッツ型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

5 前項の研修には、入院患者の尊厳を守り、入院患者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができよう、入院患者の人權の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第四十九条 ユニッツト型指定介護療養型医療施設は、ユニッツトごととの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十条 第六条から第十三条まで、第十三条、第十五条から第十七条まで、第二十一条から第二十三条の二まで及び第二十七条から第三十六条までの規定は、ユニッツト型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十四条に規定する運営規程」とあるのは「第四十七条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十三条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十六条第二項第二中「第十一条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第四号中「第二十一条」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第六号中「第二十三條」とあるのは「第五十条において準用する第十五条」と、第三十六条第二項第七号中「第二十四條及び第二十五條」とあるのは「第三十四條第二項」とあるのは「第三十六条第二項」と、第三十六條第二項第七号中「第二十六條第二項」とあるのは「第三十六條第二項」と、第三十六條第二項第八号中「第二十七條」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第三項中「第四条第二項に規定する病床」とあるのは「第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として痴呆の状態にある老人(当該痴呆に伴って著しい精神症状(特に著しいものを除く。))を呈する者又は当該痴呆に伴って著しい行動異常(特に著しいものを除く。))がある者に限るものとし、その者の痴呆の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。))を入院」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項から第三項まで及び附則第二条第二項」と、同条第五項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第一項から第三項まで及び附則第二条第二項」と、同条第六号、第六項及び附則第二条第五号と、同条第六号及び第六項」とする。

2 令第五十二条の規定により読み替えて適用される令第四条第二項に規定する主として老人慢性疾患(老人がかかっている場合において一般に過性の経過をたどる疾患をいう。))にかかっている老人(当該疾患につき手術を要する状態にある者又は急性の疾患にかかっている者を除く。))を入院させることを目的とした病床(療養病床及び医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第百四十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過の旧療養型病床群の病床を除く。))により構成される病床(以下「介護力強化病床」という。))を有する病院(以下「介護力強化病院」という。))に該当する指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとする。

- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
- 二 介護力強化病床に置くべき看護職員 常勤換算方法で、介護力強化病床における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 三 介護力強化病床に置くべき介護職員 常勤換算方法で、介護力強化病床における入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一以上
- 四 理学療法士又は作業療法士 当該介護力強化病院の実情に応じた適當数
- 五 介護支援専門員 一以上(介護力強化病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一を標準とする。)

3 次のいずれかに該当する指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第二十条第一項第五号、第三項第六号及び第六項並びに前項第五号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病床における入院患者の数、老人性痴呆疾患療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病床における入院患者の数及び介護力強化病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。))に係る病床における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すごとに一とする。

- 一 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性痴呆疾患療養病床を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(前号に掲げるものを除く。)
- 二 療養病床を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(前号に掲げるものを除く。)
- 三 老人性痴呆疾患療養病床を有する病院であり、かつ、介護力強化病院であるもの(第一号に掲げるものを除く。)

第五十三条 ユニッツト型指定介護療養型医療施設は、ユニッツトごととの入院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第五十四条 第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十三条から第二十六条まで及び第三十条から第四十条までの規定は、ユニッツト型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十七条の運営規程」とあるのは「第五十一条の重要事項に関する規程」と、第二十五條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十条第二項第二号中「第十三條第二項」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第五号中「第二十二條」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第六号中「第二十三條」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第七号中「第二十四條」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第八号中「第二十五條」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第九号中「第二十六條第二項」とあるのは「第五十四條において準用する第十三條」と、第四十条第二項第十号中「第二十七條」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

4 介護力強化病院に該当する指定介護療養型医療施設の病室は、次の基準を満たさなければならぬ。

一 介護力強化病院に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。

二 患者が使用する廊下であって、介護力強化病院に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。

第三条 平成十五年三月三十一日までの間は、第二条第一項第五号、第二項第四号、第三項第六号、第六項及び第八項、第十四条第一項及び第三項並びに次条第三号中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護に関し経験のある看護職員」とする。

第四条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第二条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、一以上

二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上。ただし、そのうちの二については、看護職員とする。

三 介護支援専門員 一以上

第五条 当分の間、第二条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

第六条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における常勤の看護師（老人性認知症疾患患者の作業療法に従事する者に限る。）を置いていた指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）については、当分の間、第二条第三項第四号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サージャニに従事する作業療法士」と、同条第十項中「第三項第五号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。

第七条 から **第九条** まで 削除（平成二〇〇三年三月厚労令五十四号）

第十条 病床転換による旧療養型病床群であって、平成十五年厚生省令第三号（平成十五年厚労省令第三十五号）附則第四条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十五年厚生省令第三十五号）附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十一条 から **第十四条** まで 削除（平成二〇〇三年三月厚労令五十四号）

第十五条 病床転換による診療所旧療養型病床群であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八号（平成十三年厚生省令第三十五号）附則第四条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第三十五号）附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十六条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第五条第二項第一号中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第十七条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」と、「二・一メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第十八条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第二条 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）の療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員の員数は、当分の間、第三条第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上とする。ただし、そのうちの二については、看護職員とする。

第三条 当分の間、第三条第三項第三号中「六」とあるのは、「八」とする。

第四条 専ら老人性認知症疾患療養病棟における常勤の看護師（老人性認知症疾患患者の作業療法に従事する者に限る。）を置いていた指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院に限る。）については、当分の間、第三条第三項第四号中「作業療法士」とあるのは「週に一日以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サージャニに従事する作業療法士」と、同条第十項中「第三項第五号の作業療法士及び同項第五号の精神保健福祉士」とあるのは「第三項第五号の精神保健福祉士」とする。

第五条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七号の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第三十五号）附則第四条の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第四条第三項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第六条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。）であって、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八号の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生省令第三十五号）附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第五条第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第七条 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟（以下「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」という。）に係る病室については、第六条第二項第一号中「四床」とあるのは、「六床」とする。

第八条 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第六条第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」と、「二・一メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第九条 療養病床を有する病院（平成二十四年三月三十一日において、医療法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十号）第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。）である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項第二号中「六」とあるのは「八」と、同項第三号中「六」とあるのは「四」とする。

第四十条 この省令の施行の際現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、新施設基準第五十二条第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第四十一条 附則第七条の規定の適用を受ける病院内の病室に隣接する廊下（新施設基準附則第十条、第十五条及び第十七条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、新施設基準第三号第二項第三号及び第四号第三号第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」とし、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とし、新施設基準第五号第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病室の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

附 則〔平成一三年三月二六日厚生労働省令第三六号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律〔平成一二年一月法律第一二六号〕の施行の日（平成一三年四月一日）から施行する。

附 則〔平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号抄〕

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律〔平成一三年一月法律第一五三号〕の施行の日（平成一四年三月一日）から施行する。

附 則〔平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一五年三月一四日厚生労働省令第三二二号〕

(施行期日)

この省令は、平成一五年四月一日から施行する。

第一条（経過措置）

第二条 平成十五年三月三十一日においてこの省令による改正前の指定介護療養型医療施設（以下「新基準」という。）の省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第三条の規定の適用を受けて介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設（運営病床を有する診療所であるものに限る。）については、平成十八年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新基準」という。）第二十五条第二項の規定にかかわらず、新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に規定する業務を指定居宅介護支援事業者（当該指定介護療養型医療施設の開設者を除く。次項において同じ。）に委託することができる。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十五条並びに第二十三条の二第一号及び第二号に規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託する指定介護療養型医療施設については、新基準第二条第一項第五号に規定する介護支援専門員を置かないことができる。

3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第五号に規定する介護支援専門員を置かない指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の従業者が新基準第二十三条の二第三号及び第四号に規定する業務を行うものとする。

附 則〔平成一五年五月一五日厚生労働省令第八九号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、乗事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律〔平成一四年七月法律第九六号〕附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成一五年七月三十日）から施行する。

附 則〔平成一六年七月九日厚生労働省令第一一二号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、乗事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律〔平成一四年七月法律第九六号〕（以下「改正法」という。）の施行の日（平成一七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成一七年六月二九日厚生労働省令第一〇四号抄〕

1 この省令は、公布の日から施行する。

第十四条 平成十三年三月一日において現に存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第六号第二項第二号中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは、「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。

第十五条 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第八条の規定の適用を受ける病院又は診療所内の病室に隣接する廊下（附則第五条、第六条及び第八条の規定の適用を受ける場合を除く。）の幅については、第四条第二項第三号及び第五号第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」と、「二・七メートル以上（医療法基準条例第五条第三項の規定の適用を受ける病室の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上）」とあるのは「一・六メートル」とする。

附 則〔平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

第七條 (指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この省令による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「指定介護療養型医療施設新基準」という。)第五章(第三十九条第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十九条第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十一条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合において、(1)ただし書の規定中「入院患者同士」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすることとする。ただし、(1)ただし書の規定中「入院患者同士」とあるのは、二十一・三平方メートル以上を標準とすることとする。これらの場合には、入院患者同士」とする。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設であつて、指定介護療養型医療施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについては、指定介護療養型医療施設新基準第三十九条第一号ロ(2)、第四十条第一号ロ(2)又は第四十一条第二項第一号イ(3)又は第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

第八條 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設(この省令の施行の後に建物の規模又は構造を変更したものを除く。次項及び第三項において同じ。)は、指定介護療養型医療施設であつてユニット型指定介護療養型医療施設でないものとみなす。

2 この省令の施行の際現に法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設であつて、指定介護療養型医療施設新基準第二章及び第五章に規定する基準を満たすものが、その旨を都道府県知事に申し出た場合には、前項の規定は適用しない。

附 則〔平成一八年三月一日厚生労働省令第三三三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。

附 則〔平成一八年三月一日厚生労働省令第七九号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三九号〕

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

附 則〔平成一九年二月二八日厚生労働省令第一三三三号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四五号〕

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月二八日厚生労働省令第五四号〕

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則〔平成二〇年四月一〇日厚生労働省令第九一号〕

第十六條 平成十七年十月一日において現に旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設(同日後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、第五章(第四十三条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)、第四十四条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)並びに第四十五条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについては、第四十三条第二項第一号イ(3)、第四十四条第二項第一号イ(3)又は第四十五条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、(1)ただし書の規定中「入院患者同士」とあるのは、「十・六五平方メートル以上を標準とすることとする。ただし、(1)ただし書の規定中「入院患者同士」とあるのは、二十一・三平方メートル以上を標準とすることとする。これらの場合には、入院患者同士」とする。

2 平成十七年十月一日において現に旧法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設であつて、第五章に規定する基準を満たすものについては、第四十三条第二項第一号ロ(2)、第四十四条第二項第一号ロ(2)又は第四十五条第二項第一号ロ(2)の規定を適用する場合には、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とする」とあるのは、「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。

この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

附 則〔平成二〇〇九年九月一日/厚生労働省令第一三七号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二二年九月三〇日/厚生労働省令第一〇八号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年八月一日/厚生労働省令第一〇六号抄〕

(施行期日)

この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。

第一条 **(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)**

第五条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第四十八条第一項第三号の規定による指定を受けている介護療養型医療施設(同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同号の規定による指定を受けたものをを含む。以下「平成十七年前指定介護療養型医療施設」という。)(以下「指定介護療養型医療施設旧基準」という。)(第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設(この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前指定介護療養型医療施設(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設を除く。))であつて、この省令の施行後に指定介護療養型医療施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設に該当することとなるものを含む。)(については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることとする。

(検討)

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別介護老人ホーム(特別介護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型特別介護老人ホームをいう。)(、ユニット型地域密着型特別介護老人ホーム(特別介護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別介護老人ホームをいう。)(、特別介護老人ホーム(老人福祉法第二十条の五に規定する特別介護老人ホームをいい、ユニット型特別介護老人ホームを除く。))及び地域密着型特別介護老人ホーム(特別介護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別介護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別介護老人ホームを除く。))の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二三年一〇月七日/厚生労働省令第一二七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二四年一月三〇日/厚生労働省令第一〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の規定は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二四年一月三〇日/厚生労働省令第一一〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則〔平成二四年三月一日/厚生労働省令第三〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

長 寿 第 1 8 7 1 号
平成 2 5 年 1 月 1 5 日

指定介護療養型医療施設開設者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づき条例で規定された指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十条第一項及び第二項の規定による「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準を定める条例」（以下「指定介護療養型医療施設条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十六号をもって公布され、平成二十五年四月一日より施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定介護療養型医療施設条例」の運用に当たっては、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）の運用のために発出された「健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成十二年三月十七日付け老企第四十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定介護療養型医療施設は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定介護療養型医療施設条例」において本県独自に盛り込まれた基準については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定介護療養型医療施設は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

1 内容及び手続きの説明及び同意

(指定介護療養型医療施設条例第七条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、患者及び指定介護療養型医療施設双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

2 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護療養型医療施設条例第十六条第六項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや入院患者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

3 取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護療養型医療施設条例第十六条第七項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

指定介護療養型医療施設は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（入院患者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、入院患者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入院患者に紹介する等関係機関と連携し、入院患者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

4 食事に規定する地産地消

(指定介護療養型医療施設条例第二十一条第二項)

食の安全の確保や地場製品の消費拡大の観点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

5 その他のサービスの提供に規定するレクリエーション

(指定介護療養型医療施設条例第二十二条第一項)

充実した日常生活につながるよう、入院患者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

6 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護療養型医療施設条例第二十八条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるよう高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

指定介護療養型医療施設は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

7 非常災害対策

（指定介護療養型医療施設条例第三十条）

指定介護療養型医療施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、指定介護療養型医療施設として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 消火設備等の非常災害に際して必要となる設備を、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）その他の法令等の規定に従い、確実に設置しなければならない。

イ 指定介護療養型医療施設は、入院患者の状態や当該施設が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該施設の所在市町村全体・所在地域・当該施設・当該施設の一部か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、施設内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている施設においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

ウ イの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

エ 指定介護療養型医療施設は、非常災害時にその入院患者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

オ 非常災害時には、当該施設の入院患者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすること

を求めるものである。

8 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護療養型医療施設条例第四十条第二項)

各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、入院患者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。入院患者との契約が継続している間において、当該入院患者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

指定介護療養型医療施設においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の6、10(2)、11(8)及び26(2)の「二年間」は、指定介護療養型医療施設条例の規定に従い、「五年間」とする。

9 ユニット型指定介護療養型医療施設

(1) 取扱方針に規定する質の評価

(指定介護療養型医療施設条例第四十七条第八項)

基本的に同趣旨であるため、2を参照すること。

(2) 取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護療養型医療施設条例第四十七条第九項)

基本的に同趣旨であるため、3を参照すること。

(3) 食事に規定する地産地消

(指定介護療養型医療施設条例第四十九条第二項)

基本的に同趣旨であるため、4を参照すること。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護療養型医療施設条例第五十二条第五項)

基本的に同趣旨であるため、6を参照すること。

(5) 準用

(指定介護療養型医療施設条例第五十四条)

準用の規定により、1、7及び8を参照すること。

〇指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）
〔平成十一年三月三十一日号外厚生省令第三十七号〕

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 訪問介護
 <中略>
第四節 運営に関する基準（第八条—第三十九条）
 <中略>
第三章 訪問入浴介護
 <中略>
第四節 運営に関する基準（第四十八条—第五十四条）
 <中略>
第七章 通所介護
 <中略>
第四節 運営に関する基準（第九十六条—第一百五十一条）
 <中略>
第六節 基準該当居宅サービスに関する基準（第一百六条—第一百九条）
 <中略>
第九章 短期入所生活介護
 <中略>
第四節 運営に関する基準（第二百二十五条—第四百十条）
 <中略>
第十章 短期入所療養介護
 基本方針（第四十一条）
 人員に関する基準（第四十二条）
 設備に関する基準（第四十三条）
 運営に関する基準（第四十四条—第五十五条）
 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 第一款 この節の總旨及び基本方針（第五十五条の二・第五十五条の三）
 第二款 設備に関する基準（第五十五条の四）
 第三款 運営に関する基準（第五十五条の五—第一百五十五条の十二）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」とい）第四十二条第三項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に準じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅サービス事業者 法第八条第一項に規定する居宅サービス事業者を行う者をいう。
- 二 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- 三 利用料 法第四十一条第一項に規定する居宅介護サービスの支給の対象となる費用に係る対価をいう。

〇介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（抜粋）
〔平成二十四年十月五日号外岡山県条例第六十二号〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 訪問介護
 <中略>
第四節 運営の基準（第九条—第四十二条）
 <中略>
第三章 訪問入浴介護
 <中略>
第四節 運営の基準（第五十二条—第五十九条）
 <中略>
第七章 通所介護
 <中略>
第四節 運営の基準（第一百三一条—第一百三三条）
 <中略>
第六節 基準該当居宅サービスの基準（第一百三二条—第一百三五条）
 <中略>
第九章 短期入所生活介護
 <中略>
第四節 運営の基準（第一百五二条—第一百六八条）
 <中略>
第十章 短期入所療養介護
 基本方針（第八十九条）
 人員の基準（第九十条）
 設備の基準（第九十一条）
 運営の基準（第九十二条—第二百四条）
 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準
 第一款 この節の總旨及び基本方針（第二百五条—第二百六条）
 第二款 設備の基準（第二百七条）
 第三款 運営の基準（第二百八条—第二百六条）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」とい）第四十二条第一項第二号並びに第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第七十条第二項第一号の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定の要件を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 法第四十一条第一項の居宅介護サービスの支給の対象となる費用に係る対価をいう。

四 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

五 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービス費をいう。

六 基準該当居宅サービス 法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。

七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 訪問介護

第四節 運営に関する基準

＜中略＞

＜中略＞

（内容及び手続の説明及び同意）

第八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十九条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け付けない旨の申出をする場合には、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 居宅介護サービス費用基準額 法第四十一条第四項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。

三 法定代理受領サービス 法第四十一条第六項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービスに係る指定居宅サービスをいう。

四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延長時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第三条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（指定居宅サービス事業者の指定の要件）

第四条 指定居宅サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）、若しくは薬局（薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

第二章 訪問介護

第四節 運営の基準

＜中略＞

＜中略＞

（内容及び手続の説明及び同意）

第九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十条の運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け付けない旨の申出をする場合には、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスマン提供困難時の対応)

第十一条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスマンを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービスマン担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービスマン担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスマン提供困難時の対応)

第十条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスマンを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービスマン担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号に規定するサービスマン担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

＜中略＞

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第十五条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼すること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十六条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第六十四条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

< 中略 >

（サービスの提供の記録）

第十九条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者から代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十一条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

（利用者に関する市町村への通知）

第二十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

（指示）

第三十二条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十三条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第十六条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十四条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（同条第一号ハ及びニの計画を含む。以下同じ。）の作成を居宅介護支援事業者に依頼すること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第十七条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

< 中略 >

（サービスの提供の記録）

第二十条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者から代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第二十二条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

（利用者に関する市町村への通知）

第二十七条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

（指示）

第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

（秘密保持等）

第三十五条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を参照する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

<中略>

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十五条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスをさせることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十六条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会に報告しなければならぬ。前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条の二 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬ。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十八条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

第三章 訪問入浴介護

<中略>

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を参照する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

<中略>

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十七条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスをさせることの対価として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十八条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならぬ。

2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。

3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会に報告しなければならぬ。前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十九条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならぬ。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十一条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

<中略>

第三章 訪問入浴介護

<中略>

<p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第四節 運営に関する基準</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百一条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるように、指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>	<p>第四節 運営の基準</p> <p>(管理者の責務)</p> <p>第五十六条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者がこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p> <p>第七章 通所介護</p> <p>第四節 運営の基準</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百八条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供することができるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>
<p>第六節 基準該当居宅サービスの基準</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第一百十条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</p>	<p>第六節 基準該当居宅サービスの基準</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第一百十条 指定通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。</p> <p>2 指定通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>3 指定通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 指定通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</p>

第八章 通所リハビリテーション

第四節 運営に関する基準

(衛生管理等)

第百十八條 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 短期入所生活介護

第四節 運営に関する基準

(内容及び手續の説明及び同意)

第百二十五條 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第百三十七條に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択し資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第百二十六條 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

<中略>

(地域等との連携)

第百二十九條 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第百二十九條の二 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百二十八条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録

第八章 通所リハビリテーション

第四節 運営の基準

(衛生管理等)

第百四十四條 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<中略>

第九章 短期入所生活介護

第四節 運営の基準

(内容及び手續の説明及び同意)

第百五十二條 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第百六十四條の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスを選択し資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第百五十三條 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

<中略>

(地域等との連携)

第百六十六條 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民、ボランティア等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第百六十七條 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 短期入所生活介護計画
- 二 次条において準用する第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百五十五条第五項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

<中略>

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四百十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百十二条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たたる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第五十四条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

五 次条において準用する第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

<中略>

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第八十九条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第二節 人員の基準

(従業者の員数)

第九十条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たたる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準第八十六条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第二十条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八号の二第一項第三号の指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 三 療養病床（医療法第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- 四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等条例第七十四条第一項に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備の基準

(設備の基準)

第九十一条 指定短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。
一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所においては、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設）の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所においては、指定介護療養型医療施設に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条のユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、次に掲げる要件に適合すること。

- イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。
- ロ 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- ニ 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所においては、同項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 三 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等条例第七十五条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

(対象者)

第九十二条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入院し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病棟の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病室により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七十七条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四十三条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。
一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所においては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設）の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所においては、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設）の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、診療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所においては、次に掲げる要件に適合すること。

- イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。
- ロ 食堂及び浴室を有すること。
- ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。
- ニ 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所においては、前項に定めるもののほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 三 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を受けて、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準第七十八条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第四十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入院し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病棟の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病室により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第九十四条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上におわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

7 指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第九十六条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上におわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいうように指導又は説明を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第百四十七条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第百四十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百四十九条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百五十条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第百五十一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

第百九十五条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成しなければならない。

2 短期入所療養介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

(診療の方針)

第百九十六条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百九十七条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百九十八条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

6 指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第百九十九条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百五十五条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において「ユニット」という。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者との日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百五十五条の三 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第二款 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第百五十五条の四 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第二百五条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

第五節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第百五十五条 第一節及び前二節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において「ユニット」という。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者との日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第百六条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

第二款 設備の基準

(設備の基準)

第二百七条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。
- 二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。
- 三 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。
- 四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準第二百五条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百五条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営の基準

(利用料等の受領)

第二百八条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービスの費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領カービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護カービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護カービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護カービス費が利用者者に代わり当該ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護カービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護カービス費が利用者者に代わり当該ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに除く費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るカービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該カービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る費用については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第二百九条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニッツにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、その提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

9 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができ

(看護及び医学的管理的の下における介護)

2 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領カービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護カービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護カービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護カービス費が利用者者に代わり当該ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第三項の規定により特定入所者介護カービス費が利用者者に支給された場合は、同条第二項第二号の居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護カービス費が利用者者に代わり当該ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに除く費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るカービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該カービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る費用については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第二百五条の六 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定短期入所療養介護は、各ユニッツにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニッツ型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理的の下における介護)

第百五十五条の七 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百五十五条の八 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百五十五条の九 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営规程)

第百五十五条の十 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する规程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百五十五条の十一 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

第百二十条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。

4 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第百二十一条 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

3 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

4 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができよう必要な時間を確保しなければならない。

5 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第百二十二条 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営规程)

第百二十三条 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する规程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第百二十四条 ユニットの型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 四 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業員によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百五十五条の十一 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第二百五十五条の十二 第四百四十四条、第四百四十七条から第四百四十九条まで、第四百四十四条の二及び第四百五十五条（第百一条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四百四十四条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百五十五条の十二において準用する第四百五十五条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百五十五条の十二において準用する第四百五十五条」と、第四百五十五条中「第四百三十七条」とあるのは「第四百三十七条」と、第四百五十五条の十に規定する重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

＜後略＞

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 四 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業員によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 六 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第二百五十五条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第二百六条 第九十二条、第九十五条から第九十七条まで、第二百三条及び第二百四十四条（第八十条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第二百三条第二項第二号中「次条」とあるのは「第二百六条において準用する第二百四十四条」と、同項第三号中「第九十四条第五項」とあるのは「第二百九条第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百六条において準用する第二百四十四条」と、第二百四十四条中「第九十四条」とあるのは「第九十六条の四」と読み替えるものとする。

＜後略＞

〇指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抜粋）
〔平成十八年三月十四日 号外厚生労働省令第三十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 介護予防訪問介護
 第四節 運営に関する基準（第八条—第三十七条）
第三章 介護予防訪問入浴介護
 第四節 運営に関する基準（第五十条—第五十五条）
第七章 介護予防通所介護
 第四節 運営に関する基準（第一百零一条—第一百七条）
第八章 介護予防通所リハビリテーション
 第四節 運営に関する基準（第一百九条—第二十三条）
第九章 介護予防短期入所生活介護
 第四節 運営に関する基準（第二百三十三—第二百四十二条）
第十章 介護予防短期入所療養介護
 第一節 基本方針（第八十六—八十七条）
 第二節 人員に関する基準（第八十七—八十八条）
 第三節 設備に関する基準（第八十八—八十九条）
 第四節 運営に関する基準（第八十九—第九十五条）
 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第九十六—第一百零二条）
 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百三—第二百四）
 第二款 設備に関する基準（第二百五）
 第三款 運営に関する基準（第二百六—第一百零二）
 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百一—第一百零五）
 第七款 削除

第一章 総則

（趣旨）
第一条 基準該当介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十四條第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第五十五條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（定義）
＜中略＞

〇介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（抜粋）
〔平成二十四年十月五日 号外岡山県条例第六十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 介護予防訪問介護
 第四節 運営の基準（第九条—第三十九条）
第三章 介護予防訪問入浴介護
 第四節 運営の基準（第五十二条—第五十七条）
第七章 介護予防通所介護
 第四節 運営の基準（第一百零一条—第一百零八条）
第八章 介護予防通所リハビリテーション
 第四節 運営の基準（第二百零一条—第二百二十四条）
第九章 介護予防短期入所生活介護
 第四節 運営の基準（第二百三十四—第二百四十三）
第十章 介護予防短期入所療養介護
 第一節 基本方針（第七十三—七十四条）
 第二節 人員の基準（第七十四—七十五条）
 第三節 設備の基準（第七十五—七十六条）
 第四節 運営の基準（第七十六—八十二条）
 第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第八十三—第八十九条）
 第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準
 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第九十—第九十一）
 第二款 設備の基準（第九十二）
 第三款 運営の基準（第九十三—第九十七）
 第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準（第九十八—第二百二）

第一章 総則

（趣旨）
第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第五十四條第一項第二号並びに第五十五條の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準を定めるとともに、法第九十五條の第二項第一号の規定に基づき、指定介護予防サービスの指定の要件を定めるものとする。

（定義）
＜中略＞

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業者を行う者をいう。
- 二 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- 三 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 四 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 五 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- 六 基準該当介護予防サービス 法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- 七 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第二章 介護予防訪問介護

<中略>

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第八条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用料 法第五十三条第一項の介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- 二 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- 三 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

四 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(指定介護予防サービス事業者の指定の要件)

第四条 指定介護予防サービス事業者の指定の申請者は、法人でなければならない。ただし、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）若しくは薬局（薬事法（昭和二十五年法律第四百五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）により行われる介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者であつては、この限りでない。

第二章 介護予防訪問介護

<中略>

第四節 運営の基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の規定する重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておける物をもって調製するファイルに前項の規定する重要な事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要な事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第九条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であることが認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第百五十五条の第三第二項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

イ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要な事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要な事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合においては、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておける物をもって調製するファイルに前項の重要な事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、第二項の規定により第一項の重要な事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問介護事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護事業者は、当該承諾を得た後に、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要な事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要な事項を電磁的方法により提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であることが認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十二条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

< 中略 >

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等ができる旨を説明すること、介護予防サービス費の支給を受けることその他の他の介護予防サービス費の支給を受けることその他の必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービス提供)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

< 中略 >

(サービス提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

(利用者に関する市町村への通知)

第二十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

< 中略 >

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（同条第一号ハ及び二の計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等ができる旨を説明すること、介護予防サービス費の支給を受けることその他の他の介護予防サービス費の支給を受けることその他の必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービス提供)

第十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

< 中略 >

(サービス提供の記録)

第十九条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他の必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

< 中略 >

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

< 中略 >

(利用者に関する市町村への通知)

第二十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

< 中略 >

(揭示)

第三十条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十六条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

＜中略＞

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十三条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族から市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十四条の二 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(揭示)

第三十一条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第二十七条の重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十二条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

＜中略＞

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第三十四条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第三十五条 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族から市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項の国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第三十六条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十七条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

<p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第三十八條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第三十八條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
<p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p>	<p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p>
<p>第四節 運営の基準</p>	<p>第四節 運営の基準</p>
<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十四條 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員への管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十四條 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員への管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>第七章 介護予防通所介護</p>	<p>第七章 介護予防通所介護</p>
<p>第四節 運営の基準</p>	<p>第四節 運営の基準</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百三條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百三條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供することができるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>4 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第一百五條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第一百五條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらの内容を定期的に従業員に周知しなければならない。</p>

<p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>
<p>(会計の区分)</p> <p>第三十六條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>	<p>(会計の区分)</p> <p>第三十六條 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。</p>
<p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p>	<p>第三章 介護予防訪問入浴介護</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p>	<p>第四節 運営に関する基準</p>
<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二條 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員への管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>	<p>(管理者の責務)</p> <p>第五十二條 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員への管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者の従業員にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。</p>
<p>第七章 介護予防通所介護</p>	<p>第七章 介護予防通所介護</p>
<p>第四節 運営に関する基準</p>	<p>第四節 運営に関する基準</p>
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百二條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第一百二條 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業員によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>
<p>(非常災害対策)</p> <p>第一百四條 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第一百四條 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>

<p>2 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</p> <p>3 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時における利用者の安全の確保を図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。</p> <p>4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害時において、高齢者、障害者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営の基準</p> <p style="text-align: center;">（衛生管理等）</p> <p>第二百二十二条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">第九章 介護予防短期入所生活介護</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営の基準</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第三百三十四条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十九条の重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。この場合において、当該同意は、できる限り書面により得るものとする。</p> <p>2 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>

<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（衛生管理等）</p> <p>第二百十一条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">第九章 介護予防短期入所生活介護</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">第四節 運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第三百三条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十八条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p>
<p style="text-align: center;">（地域等との連携）</p> <p>第四十条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">＜中略＞</p>

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針

第百八十六条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第百八十七条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士及び作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定している場合）において、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の業務に運営されている利用者。以下この条及び第百九十三条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する療養病室を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるため）に必要とされる数以上とする。

三 療養病床（医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病室を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるため）に必要とされる数以上とする。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、当該指定介護予防短期入所療養介護を提典する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針

第百七十三条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二節 人員の基準

第百七十四条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士及び作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定している場合）において、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の業務に運営されている利用者。以下この条及び第百八十条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する療養病室を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるため）に必要とされる数以上とする。

三 療養病床（医療法第七条第二項第四号の療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ療養病室を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、当該指定介護予防短期入所療養介護を提典する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等条例第百九十条第一項に規定する人員の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 設備に関する基準

第百八十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成二十一年厚生省令第四十号）第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十一年厚生省令第四十一号）第三十七条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、次に掲げる要件に適合することとする。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

二 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとする。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第四百十三条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(対象者)

第百八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成二十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百九十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

第三節 設備の基準

第百七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成二十一年厚生省令第四十号）第三十九条のユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十一年厚生省令第四十一号）第三十七条のユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有することとする。

四 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所において、次に掲げる要件に適合することとする。

イ 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

二 前項第三号及び第四号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有することとする。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を受けて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第四百九十一条第一項及び第二項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営の基準

(対象者)

第百七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成二十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第百七十七条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

三 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の第三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の第三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

八 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

九 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第九十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第九十二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めおかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第九十三条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病棟を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病棟又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の第三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の第三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号の滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

八 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

九 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第七十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

二 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（運営規程）

第七十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めおかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 四 通常の送迎の実施地域
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病棟を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病棟又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第百九十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する第百九十九条第二項に規定した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百九十一条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十三条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十四条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百九十五条 第九条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十三条、第三十条、第三十一条、第三十二条から第三十六条まで、第五十二条、第百零二条、第百零四条、第百零六条、第百零七条、第百零九条、第百一十条、第百一十一条及び第百一十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十条中「第二十六条」とあるのは「第九十二条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百零二条第三項中「第百三十三条」とあるのは「第九十二条」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百零三條中「第百三十三條」とあるのは「第九十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第百九十六条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。
 - 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
 - 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- (指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)
- 第百九十七条** 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百八十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
 - 三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(記録の整備)

第百八十一条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から五年間保存しなければならない。

- 一 介護予防短期入所療養介護計画
- 二 次条において準用する第二十条第二項に規定した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 第百七十八条第二項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第三十七条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第百八十二条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条及び第五十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十一条中「第二十七条」とあるのは「第七十九条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百零二条第三項中「第百三十三條」とあるのは「第九十二条」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百零三條中「第百三十三條」とあるのは「第九十二条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

第百八十三条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。
 - 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
 - 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- (指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)
- 第百八十四条** 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第百七十三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
 - 二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成するものとする。
 - 三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうちに指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

第百九十八条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができよう適切な指導を行う。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百九十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。

(食事の提供)

第二百一条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいうちに指導又は説明を行うこと。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができよう配慮しなければならない。

(診療の方針)

第百八十五条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができよう適切な指導を行うこと。

三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。

四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

六 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第百八十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第百八十七条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、一週間に二回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせなければならない。

(食事の提供)

第百八十八条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好（し）好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。

2 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならぬ。

(その他のサービスの提供)

第二百二条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーションを行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならぬ。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百三条 第一節、第三節から前節までの規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ことに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備に関する基準

第二百五条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めなければならぬ。

(その他のサービスの提供)

第八十九条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者からの要望を考慮し、利用者の嗜好（し）好にに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供に努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならぬ。

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第九十条 第一節及び前二節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ことに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第九十一条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款 設備の基準

第九十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型指定介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする。

二 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

三 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

四 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所については、指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有することとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二第一項のユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第百五十五条の四第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百六条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払うことができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第二百七条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

一 従業員の職種、員数及び職務の内容

二 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

三 通常の送迎の実施地域

四 施設利用に当たっての留意事項

五 非常災害対策

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二百八条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

第三款 運営の基準

(利用料等の受領)

第九十九条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額を支払うことができる。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第一号の食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号の滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第二項第二号の滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第九十四条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

事業の目的及び運営の方針

一 従業員の職種、員数及び職務の内容

二 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額

三 通常の送迎の実施地域

四 施設の利用に当たっての留意事項

五 非常災害対策

六 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第九十五条 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二百九条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第二百十条 第九十一条、第九十四条及び第九十五条（第九十二条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。「第二条において、第九十四条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは、「第二百十条において準用する次条」と、第九十五条中「第九十二条」とあるのは「第九十七条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たったの留意事項)

- 211条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に於いて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二百十二条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員の配置を行わなければならない。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならぬ。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 5 前項の研修には、利用者の尊厳を守り、利用者及びその家族が共に健やかな生活を送ることができるよう、利用者の人権の擁護及び虐待の防止に関する事項をその内容に含めなければならない。

(定員の遵守)

第九十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第九十七条 第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零二条（第九十三条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。「第九十七条において、第九十一条第二項第二号及び第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十七条において準用する次条」と、第一百零二条中「第九十九条」とあるのは「第九十四条」と読み替えるものとする。

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法の基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たったの留意事項)

- 211条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に於いて自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第九十九条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。
- 4 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第二百十三条** ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第二百十四条** ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的にこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

- 第二百十五条** 第九百九十六条から第九百九十九条までの規定は、ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第九十七条中「第九十七条」であるのは「第二百四十二条」と、「前条」とあるのは「第二百五十二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第七節 削除 [平成二三年八月厚労令一〇六号]

第二百六条から第二十九条まで 削除 [平成二三年八月厚労令一〇六号]

＜後略＞

- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれ役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会を提供に代えることができる。
- 4 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

- 第二百条** ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。
- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じた食事を提供するよう努めなければならない。
- 3 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 5 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

- 第二百一条** ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者嗜(し)好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的にこれらの活動を支援しなければならない。
- 2 ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

- 第二百二条** 第八十三から第八十六条までの規定は、ユニッツ型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第八十四条第一項中「第八十四条」とあるのは「第九十一条」と、「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と読み替えるものとする。

＜後略＞

各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（以下「指定居宅サービス等条例」という。）及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」（以下「指定介護予防サービス等条例」という。）については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。）において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条)

指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。

ア 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院をいう。以下同じ。）、診療所（同条第二項の診療所をいう。以下同じ。）
又は薬局（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項の薬局をいう。以下同じ。）が行う場合の次のサービス

- ・居宅療養管理指導
- ・介護予防居宅療養管理指導

イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス

- ・訪問看護
- ・介護予防訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要

と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修
(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13)④、(23)②及び(25)の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

~~~~~ (中略) ~~~~~

## 6 通所介護

~~~~~ (中略) ~~~~~

(3) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修
(指定居宅サービス等条例第百八条第四項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。

(4) 非常災害対策

(指定居宅サービス等条例第百十条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第百八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

~~~~~ (中略) ~~~~~

## 8 短期入所生活介護

~~~~~ (中略) ~~~~~

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第百五十二条第一項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること


~~~~~ (中略) ~~~~~

- (4) 食事に規定する地産地消  
(指定居宅サービス等条例第百五十八条第二項)  
食の安全の確保や地場製品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。
- (5) その他サービスの提供  
(指定居宅サービス等条例第百六十二条第一項)  
充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

~~~~~ (中略) ~~~~~

9 短期入所療養介護

- (1) 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用
(指定居宅サービス等条例第百九十四条第六項及び第七項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)を参照すること。
- (2) 食事に規定する地産地消
(指定居宅サービス等条例第百九十九条第二項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)を参照すること。
- (3) その他サービスの提供
(指定居宅サービス等条例第二百条第一項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(5)を参照すること。
- (4) 記録の整備に規定する保存年限
(指定居宅サービス等条例第二百三条第二項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
基準省令解釈通知第三の九の2(2)②及び(3)②の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (5) 準用
(指定居宅サービス等条例第二百四条)
準用の規定により、6の(3)及び(4)並びに8の(2)を参照すること。
- (6) ユニット型指定短期入所療養介護
ア 取扱方針に規定する質の評価及び成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二百九条八項及び第九項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)及び(3)
を参照すること。

イ 食事に規定する地産地消

(指定居宅サービス等条例第二百十一条第二項)
短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(4)
を参照すること。

ウ 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第二百十四条第五項)
訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照す
ること。

エ 準用

(指定居宅サービス等条例第二百十六条)
準用の規定により、(4)並びに(5)で準用する6の(4)及び
8の(2)を参照すること。

~~~~~ (中略) ~~~~~

### 第三 介護予防サービス

#### 1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立  
場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確  
認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ま  
しい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業員の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修に  
は、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送る  
ことができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めること  
を義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研  
修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五  
年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ご  
とに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続して  
いる間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求め  
るものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの  
記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その

期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

~~~~~ (中略) ~~~~~

6 介護予防通所介護

(1) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第百三条第四項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。

(2) 非常災害対策

(指定介護予防サービス等条例第百五条)

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情(津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等)を踏まえ、想定される災害の種類(津波・高潮・土砂災害・地震・火災等)ごとに、その規模(当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等)及び被害の程度(ライフラインが1

週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等)に応じた実効性のある具体的な計画(消防法施行規則第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画)を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りに努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障害者、乳幼児等の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

~~~~~ (中略) ~~~~~

## 8 介護予防短期入所生活介護

~~~~~ (中略) ~~~~~

(2) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第百三十四条第一項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(1)を参照すること

~~~~~ (中略) ~~~~~

### (6) 食事に規定する地産地消

(指定介護予防サービス等条例第百四十七条第二項)

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の視点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

### (7) その他サービスの提供

(指定介護予防サービス等条例第百五十一条第一項)

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

~~~~~ (中略) ~~~~~

9 介護予防短期入所療養介護

- (1) 記録の整備に規定する保存年限
(指定介護予防サービス等条例第百八十一条第二項)
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照すること。
基準省令解釈通知第四の三の9(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。
- (2) 基本取扱方針に規定する質の評価
(指定介護予防サービス等条例第百八十三条第二項)
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を参照すること。
- (3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用
(指定介護予防サービス等条例第百八十四条第二項)
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。
- (4) 食事に規定する地産地消
(指定介護予防サービス等条例第百八十八条第二項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(6)を参照すること。
- (5) その他サービスの提供
(指定介護予防サービス等条例第百八十九条第一項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8の(7)を参照すること。
- (6) 準用
(指定介護予防サービス等条例第百八十二条)
準用の規定により、6の(1)及び(2)並びに8の(2)を参照すること。
- (7) ユニット型指定介護予防短期入所療養介護
 - ア 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修
(指定介護予防サービス等条例第百九十五条第五項)
介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照すること。
 - イ 食事に規定する地産地消
(指定介護予防サービス等条例第百九十二条第二項)
介護予防短期入所生活介護の場合と基本的に同趣旨であるため、8

の（６）を参照すること。

ウ 準用

（指定介護予防サービス等条例第百九十七条及び第二百二条）

準用の規定により、（１）から（３）まで並びに（６）で準用する
６の（２）及び８の（２）を参照すること。

~~~~~（後略）~~~~~



厚生労働省発老0115第1号  
平成26年1月15日

社会保障審議会  
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣  
田村 憲久

諮問書

(消費税率8%への引上げに対応するための平成26年度介護報酬改定について)

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第5項、第42条の2第3項、第46条第3項、第48条第3項（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第4項において準用する場合を含む。）、第53条第3項、第54条の2第3項及び第58条第3項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第3項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）を別紙のとおり改正することについて貴会の意見を求めます。

## 平成26年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準

別紙3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

別紙4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

別紙6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する  
基準

別紙7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準



別紙 1 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

| 現 行                  | 改 正 案                |
|----------------------|----------------------|
| 別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 | 別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 |

9 短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）
- （一）病院療養病床短期入所療養介護費(1)

9 短期入所療養介護費

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

- (1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）
- （一）病院療養病床短期入所療養介護費(1)

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 720単位   |
| ii 要介護 2                 | 828単位   |
| iii 要介護 3                | 1,061単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,161単位 |
| v 要介護 5                  | 1,250単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 829単位   |
| ii 要介護 2                 | 937単位   |
| iii 要介護 3                | 1,170単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,269単位 |
| v 要介護 5                  | 1,359単位 |
| (二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)  |         |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 661単位   |
| ii 要介護 2                 | 768単位   |
| iii 要介護 3                | 925単位   |
| iv 要介護 4                 | 1,078単位 |
| v 要介護 5                  | 1,119単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 770単位   |
| ii 要介護 2                 | 877単位   |
| iii 要介護 3                | 1,034単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,187単位 |
| v 要介護 5                  | 1,228単位 |
| (三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III) |         |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 632単位   |
| ii 要介護 2                 | 741単位   |
| iii 要介護 3                | 889単位   |
| iv 要介護 4                 | 1,043単位 |
| v 要介護 5                  | 1,083単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 741単位   |
| ii 要介護 2                 | 850単位   |

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 724単位   |
| ii 要介護 2                 | 832単位   |
| iii 要介護 3                | 1,067単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,167単位 |
| v 要介護 5                  | 1,257単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 834単位   |
| ii 要介護 2                 | 942単位   |
| iii 要介護 3                | 1,176単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,276単位 |
| v 要介護 5                  | 1,366単位 |
| (二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)  |         |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 665単位   |
| ii 要介護 2                 | 772単位   |
| iii 要介護 3                | 930単位   |
| iv 要介護 4                 | 1,084単位 |
| v 要介護 5                  | 1,125単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 774単位   |
| ii 要介護 2                 | 882単位   |
| iii 要介護 3                | 1,040単位 |
| iv 要介護 4                 | 1,193単位 |
| v 要介護 5                  | 1,235単位 |
| (三) 病院療養病床短期入所療養介護費(III) |         |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要介護 1                  | 635単位   |
| ii 要介護 2                 | 745単位   |
| iii 要介護 3                | 894単位   |
| iv 要介護 4                 | 1,049単位 |
| v 要介護 5                  | 1,089単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要介護 1                  | 745単位   |
| ii 要介護 2                 | 855単位   |

- 49 -

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| iii 要介護 3                       | 998単位   |
| iv 要介護 4                        | 1,152単位 |
| v 要介護 5                         | 1,192単位 |
| (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)       |         |
| a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)         |         |
| i 要介護 1                         | 720単位   |
| ii 要介護 2                        | 828単位   |
| iii 要介護 3                       | 975単位   |
| iv 要介護 4                        | 1,064単位 |
| v 要介護 5                         | 1,154単位 |
| b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)        |         |
| i 要介護 1                         | 829単位   |
| ii 要介護 2                        | 937単位   |
| iii 要介護 3                       | 1,084単位 |
| iv 要介護 4                        | 1,173単位 |
| v 要介護 5                         | 1,263単位 |
| (二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)      |         |
| a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)         |         |
| i 要介護 1                         | 720単位   |
| ii 要介護 2                        | 828単位   |
| iii 要介護 3                       | 934単位   |
| iv 要介護 4                        | 1,023単位 |
| v 要介護 5                         | 1,112単位 |
| b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)        |         |
| i 要介護 1                         | 829単位   |
| ii 要介護 2                        | 937単位   |
| iii 要介護 3                       | 1,043単位 |
| iv 要介護 4                        | 1,132単位 |
| v 要介護 5                         | 1,221単位 |
| (3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)     |         |
| a 要介護 1                         | 832単位   |
| b 要介護 2                         | 940単位   |
| c 要介護 3                         | 1,173単位 |

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| iii 要介護 3                       | 1,003単位 |
| iv 要介護 4                        | 1,158単位 |
| v 要介護 5                         | 1,198単位 |
| (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)       |         |
| a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)         |         |
| i 要介護 1                         | 724単位   |
| ii 要介護 2                        | 832単位   |
| iii 要介護 3                       | 980単位   |
| iv 要介護 4                        | 1,070単位 |
| v 要介護 5                         | 1,160単位 |
| b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)        |         |
| i 要介護 1                         | 834単位   |
| ii 要介護 2                        | 942単位   |
| iii 要介護 3                       | 1,090単位 |
| iv 要介護 4                        | 1,179単位 |
| v 要介護 5                         | 1,270単位 |
| (二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)      |         |
| a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)         |         |
| i 要介護 1                         | 724単位   |
| ii 要介護 2                        | 832単位   |
| iii 要介護 3                       | 939単位   |
| iv 要介護 4                        | 1,029単位 |
| v 要介護 5                         | 1,118単位 |
| b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)        |         |
| i 要介護 1                         | 834単位   |
| ii 要介護 2                        | 942単位   |
| iii 要介護 3                       | 1,049単位 |
| iv 要介護 4                        | 1,138単位 |
| v 要介護 5                         | 1,228単位 |
| (3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)     |         |
| a 要介護 1                         | 837単位   |
| b 要介護 2                         | 945単位   |
| c 要介護 3                         | 1,179単位 |

- 50 -

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| d 要介護4                             | 1,272単位 |
| e 要介護5                             | 1,362単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)        |         |
| a 要介護1                             | 832単位   |
| b 要介護2                             | 940単位   |
| c 要介護3                             | 1,173単位 |
| d 要介護4                             | 1,272単位 |
| e 要介護5                             | 1,362単位 |
| (4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)     |         |
| a 要介護1                             | 832単位   |
| b 要介護2                             | 940単位   |
| c 要介護3                             | 1,087単位 |
| d 要介護4                             | 1,176単位 |
| e 要介護5                             | 1,265単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)     |         |
| a 要介護1                             | 832単位   |
| b 要介護2                             | 940単位   |
| c 要介護3                             | 1,087単位 |
| d 要介護4                             | 1,176単位 |
| e 要介護5                             | 1,265単位 |
| (5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費              |         |
| (一) 3時間以上4時間未満                     | 650単位   |
| (二) 4時間以上6時間未満                     | 900単位   |
| (三) 6時間以上8時間未満                     | 1,250単位 |

注1 (1)から(4)までについて、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| d 要介護4                             | 1,279単位 |
| e 要介護5                             | 1,369単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)        |         |
| a 要介護1                             | 837単位   |
| b 要介護2                             | 945単位   |
| c 要介護3                             | 1,179単位 |
| d 要介護4                             | 1,279単位 |
| e 要介護5                             | 1,369単位 |
| (4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)     |         |
| a 要介護1                             | 837単位   |
| b 要介護2                             | 945単位   |
| c 要介護3                             | 1,093単位 |
| d 要介護4                             | 1,182単位 |
| e 要介護5                             | 1,272単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)     |         |
| a 要介護1                             | 837単位   |
| b 要介護2                             | 945単位   |
| c 要介護3                             | 1,093単位 |
| d 要介護4                             | 1,182単位 |
| e 要介護5                             | 1,272単位 |
| (5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費              |         |
| (一) 3時間以上4時間未満                     | 654単位   |
| (二) 4時間以上6時間未満                     | 905単位   |
| (三) 6時間以上8時間未満                     | 1,257単位 |

注1 (1)から(4)までについて、療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用

者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (5)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 (1)から(4)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
  - ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
  - ハ 夜間勤務等看護(III) 14単位
  - ニ 夜間勤務等看護(IV) 7単位
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(iii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(iii)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短

- イ 夜間勤務等看護(I) 23単位
  - ロ 夜間勤務等看護(II) 14単位
  - ハ 夜間勤務等看護(III) 14単位
  - ニ 夜間勤務等看護(IV) 7単位
- 7 (1)から(4)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(4)までについては1日につき120単位を、(5)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。
- 10 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 11 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(iii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(i)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(iii)の病院療養病床短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短

- 53 -

- 期入所療養介護費(i)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(III)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。
- 13 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (6) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
  - ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
  - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (7) 特定診療費

- 期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)若しくは病院療養病床経過型短期入所療養介護費(III)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 12 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)に係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。
- 13 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (6) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
  - ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
  - ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (7) 特定診療費

- 54 -

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 |       |
| 1～3 (略)                                    |       |
| 4 重度療養管理                                   | 123単位 |
| 注 (略)                                      |       |
| 5～17 (略)                                   |       |

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分

の80に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

- a 診療所短期入所療養介護費(i)
  - i 要介護1 701単位
  - ii 要介護2 752単位
  - iii 要介護3 803単位
  - iv 要介護4 853単位
  - v 要介護5 904単位

- b 診療所短期入所療養介護費(ii)
  - i 要介護1 810単位
  - ii 要介護2 861単位
  - iii 要介護3 912単位
  - iv 要介護4 962単位
  - v 要介護5 1,013単位

(二) 診療所短期入所療養介護費(II)

- a 診療所短期入所療養介護費(i)
  - i 要介護1 613単位
  - ii 要介護2 658単位
  - iii 要介護3 703単位
  - iv 要介護4 748単位
  - v 要介護5 794単位

- b 診療所短期入所療養介護費(ii)
  - i 要介護1 722単位
  - ii 要介護2 767単位
  - iii 要介護3 812単位
  - iv 要介護4 857単位
  - v 要介護5 903単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

- a 要介護1 813単位
- b 要介護2 864単位
- c 要介護3 915単位
- d 要介護4 965単位

の80に相当する単位数

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

- a 診療所短期入所療養介護費(i)
  - i 要介護1 705単位
  - ii 要介護2 756単位
  - iii 要介護3 807単位
  - iv 要介護4 858単位
  - v 要介護5 909単位

- b 診療所短期入所療養介護費(ii)
  - i 要介護1 814単位
  - ii 要介護2 866単位
  - iii 要介護3 917単位
  - iv 要介護4 967単位
  - v 要介護5 1,019単位

(二) 診療所短期入所療養介護費(II)

- a 診療所短期入所療養介護費(i)
  - i 要介護1 616単位
  - ii 要介護2 662単位
  - iii 要介護3 707単位
  - iv 要介護4 752単位
  - v 要介護5 798単位

- b 診療所短期入所療養介護費(ii)
  - i 要介護1 726単位
  - ii 要介護2 771単位
  - iii 要介護3 816単位
  - iv 要介護4 862単位
  - v 要介護5 908単位

(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)

(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)

- a 要介護1 817単位
- b 要介護2 869単位
- c 要介護3 920単位
- d 要介護4 970単位

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| e 要介護5                    | 1,016単位 |
| (二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) |         |
| a 要介護1                    | 813単位   |
| b 要介護2                    | 864単位   |
| c 要介護3                    | 915単位   |
| d 要介護4                    | 965単位   |
| e 要介護5                    | 1,016単位 |
| (3) 特定診療所短期入所療養介護費        |         |
| (一) 3時間以上4時間未満            | 650単位   |
| (二) 4時間以上6時間未満            | 900単位   |
| (三) 6時間以上8時間未満            | 1,250単位 |

- 注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| e 要介護5                    | 1,022単位 |
| (二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) |         |
| a 要介護1                    | 817単位   |
| b 要介護2                    | 869単位   |
| c 要介護3                    | 920単位   |
| d 要介護4                    | 970単位   |
| e 要介護5                    | 1,022単位 |
| (3) 特定診療所短期入所療養介護費        |         |
| (一) 3時間以上4時間未満            | 654単位   |
| (二) 4時間以上6時間未満            | 905単位   |
| (三) 6時間以上8時間未満            | 1,257単位 |

- 注1 (1)及び(2)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、利用者(別に厚生労働大臣が定める者に限る。)に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日

- 57 -

につき60単位を所定単位数から減算する。

- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(i)又は診療所短期入所療養介護費(ii)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(i)の診療所短期入所療養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(i)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

につき60単位を所定単位数から減算する。

- 5 (1)及び(2)について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)及び(2)については1日につき120単位を、(3)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所短期入所療養介護費(i)又は診療所短期入所療養介護費(ii)を支給する場合は、それぞれ、診療所短期入所療養介護費(i)の診療所短期入所療養介護費(ii)又は診療所短期入所療養介護費(ii)の診療所短期入所療養介護費(i)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

- 58 -

- 用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (5) 特定診療費  
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (6) サービス提供体制強化加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

- 用の必要があると医師が判断した者
- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 11 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所における短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (5) 特定診療費  
注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

|          |       |
|----------|-------|
| 1～3 (略)  |       |
| 4 重度療養管理 | 123単位 |
| 注 (略)    |       |
| 5～17 (略) |       |
- (6) サービス提供体制強化加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

- 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位  
(二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位  
(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- (7) 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数  
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)
- (一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i 要介護1                | 1,048単位 |
| ii 要介護2               | 1,113単位 |
| iii 要介護3              | 1,179単位 |
| iv 要介護4               | 1,246単位 |
| v 要介護5                | 1,312単位 |
| b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i 要介護1                | 1,157単位 |
| ii 要介護2               | 1,222単位 |

- 道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位  
(二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位  
(三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位
- (7) 介護職員処遇改善加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数  
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)
- (一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)
- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i 要介護1                | 1,054単位 |
| ii 要介護2               | 1,119単位 |
| iii 要介護3              | 1,185単位 |
| iv 要介護4               | 1,253単位 |
| v 要介護5                | 1,319単位 |
| b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i 要介護1                | 1,163単位 |
| ii 要介護2               | 1,229単位 |



|     |                      |         |
|-----|----------------------|---------|
| iii | 要介護3                 | 1,288単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,355単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,420単位 |
| (二) | 認知症患者型短期入所療養介護費(II)  |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 991単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,060単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,129単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,199単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,267単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)  |         |
| i   | 要介護1                 | 1,100単位 |
| ii  | 要介護2                 | 1,169単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,238単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,308単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,376単位 |
| (三) | 認知症患者型短期入所療養介護費(III) |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 962単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,030単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,097単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,164単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,231単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)  |         |
| i   | 要介護1                 | 1,071単位 |
| ii  | 要介護2                 | 1,139単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,206単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,273単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,340単位 |
| (四) | 認知症患者型短期入所療養介護費(IV)  |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 947単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,012単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,078単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,145単位 |

|     |                      |         |
|-----|----------------------|---------|
| iii | 要介護3                 | 1,295単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,362単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,428単位 |
| (二) | 認知症患者型短期入所療養介護費(II)  |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 996単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,066単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,135単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,206単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,274単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)  |         |
| i   | 要介護1                 | 1,106単位 |
| ii  | 要介護2                 | 1,175単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,245単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,315単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,383単位 |
| (三) | 認知症患者型短期入所療養介護費(III) |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 967単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,036単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,103単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,170単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,238単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)  |         |
| i   | 要介護1                 | 1,077単位 |
| ii  | 要介護2                 | 1,145単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,213単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,280単位 |
| v   | 要介護5                 | 1,347単位 |
| (四) | 認知症患者型短期入所療養介護費(IV)  |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)   |         |
| i   | 要介護1                 | 952単位   |
| ii  | 要介護2                 | 1,018単位 |
| iii | 要介護3                 | 1,084単位 |
| iv  | 要介護4                 | 1,151単位 |

- 61 -

|     |                             |         |
|-----|-----------------------------|---------|
| v   | 要介護5                        | 1,211単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                        | 1,056単位 |
| ii  | 要介護2                        | 1,121単位 |
| iii | 要介護3                        | 1,187単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,254単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,319単位 |
| (五) | 認知症患者型短期入所療養介護費(V)          |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)          |         |
| i   | 要介護1                        | 886単位   |
| ii  | 要介護2                        | 952単位   |
| iii | 要介護3                        | 1,017単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,084単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,150単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                        | 995単位   |
| ii  | 要介護2                        | 1,060単位 |
| iii | 要介護3                        | 1,126単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,193単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,259単位 |
| (2) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)       |         |
| a   | 要介護1                        | 790単位   |
| b   | 要介護2                        | 855単位   |
| c   | 要介護3                        | 921単位   |
| d   | 要介護4                        | 988単位   |
| e   | 要介護5                        | 1,054単位 |
| (二) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)      |         |
| a   | 要介護1                        | 899単位   |
| b   | 要介護2                        | 964単位   |
| c   | 要介護3                        | 1,030単位 |
| d   | 要介護4                        | 1,097単位 |
| e   | 要介護5                        | 1,162単位 |
| (3) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)     |         |

|     |                             |         |
|-----|-----------------------------|---------|
| v   | 要介護5                        | 1,218単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                        | 1,062単位 |
| ii  | 要介護2                        | 1,127単位 |
| iii | 要介護3                        | 1,193単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,261単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,326単位 |
| (五) | 認知症患者型短期入所療養介護費(V)          |         |
| a   | 認知症患者型短期入所療養介護費(i)          |         |
| i   | 要介護1                        | 891単位   |
| ii  | 要介護2                        | 957単位   |
| iii | 要介護3                        | 1,023単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,090単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,156単位 |
| b   | 認知症患者型短期入所療養介護費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                        | 1,000単位 |
| ii  | 要介護2                        | 1,066単位 |
| iii | 要介護3                        | 1,132単位 |
| iv  | 要介護4                        | 1,199単位 |
| v   | 要介護5                        | 1,266単位 |
| (2) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(I)       |         |
| a   | 要介護1                        | 794単位   |
| b   | 要介護2                        | 860単位   |
| c   | 要介護3                        | 926単位   |
| d   | 要介護4                        | 993単位   |
| e   | 要介護5                        | 1,060単位 |
| (二) | 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(II)      |         |
| a   | 要介護1                        | 904単位   |
| b   | 要介護2                        | 969単位   |
| c   | 要介護3                        | 1,036単位 |
| d   | 要介護4                        | 1,103単位 |
| e   | 要介護5                        | 1,168単位 |
| (3) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(I)     |         |

- 62 -

|     |                          |         |
|-----|--------------------------|---------|
| a   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i   | 要介護1                     | 1,160単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,225単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,291単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,358単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,423単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i   | 要介護1                     | 1,160単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,225単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,291単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,358単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,423単位 |
| (二) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II) |         |
| a   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i   | 要介護1                     | 1,103単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,172単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,241単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,311単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,379単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i   | 要介護1                     | 1,103単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,172単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,241単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,311単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,379単位 |
| (4) | 特定認知症患者型短期入所療養介護費        |         |
| (一) | 3時間以上4時間未満               | 650単位   |
| (二) | 4時間以上6時間未満               | 900単位   |
| (三) | 6時間以上8時間未満               | 1,250単位 |

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症患者療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定短期入所療

|     |                          |         |
|-----|--------------------------|---------|
| a   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i   | 要介護1                     | 1,166単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,232単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,298単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,365単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,431単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i   | 要介護1                     | 1,166単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,232単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,298単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,365単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,431単位 |
| (二) | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(II) |         |
| a   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(i)  |         |
| i   | 要介護1                     | 1,109単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,178単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,248単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,318単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,387単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型短期入所療養介護費(ii) |         |
| i   | 要介護1                     | 1,109単位 |
| ii  | 要介護2                     | 1,178単位 |
| iii | 要介護3                     | 1,248単位 |
| iv  | 要介護4                     | 1,318単位 |
| v   | 要介護5                     | 1,387単位 |
| (4) | 特定認知症患者型短期入所療養介護費        |         |
| (一) | 3時間以上4時間未満               | 654単位   |
| (二) | 4時間以上6時間未満               | 905単位   |
| (三) | 6時間以上8時間未満               | 1,257単位 |

注1 (1)から(3)までについて、老人性認知症患者療養病棟（指定居宅サービス基準第144条に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定短期入所療

養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症患者型短期入所療養介護費(I)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)、認知症患者型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症患者型短期入所療養介護費(V)又は認知症患者型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知

養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (4)について、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

6 次のいずれかに該当する者に対して、認知症患者型短期入所療養介護費(I)、認知症患者型短期入所療養介護費(II)、認知症患者型短期入所療養介護費(III)、認知症患者型短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症患者型短期入所療養介護費(V)又は認知症患者型経過型短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知

症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、

症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費は、算定しない。

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、

別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 |       |
| 1～3 (略)                                    |       |
| 4 重度療養管理                                   | 123単位 |
| 注 (略)                                      |       |
| 5～17 (略)                                   |       |

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別紙 3 : 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

| 現 行                        | 改 正 案                      |
|----------------------------|----------------------------|
| 別表<br>指定施設サービス等介護給付費単位数表   | 別表<br>指定施設サービス等介護給付費単位数表   |
| 3 介護療養施設サービス               | 3 介護療養施設サービス               |
| イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス | イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス |
| (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）  | (1) 療養型介護療養施設サービス費（1日につき）  |
| (一) 療養型介護療養施設サービス費(I)      | (一) 療養型介護療養施設サービス費(I)      |
| a 療養型介護療養施設サービス費(i)        | a 療養型介護療養施設サービス費(i)        |
| i 要介護1 670単位               | i 要介護1 676単位               |
| ii 要介護2 778単位              | ii 要介護2 785単位              |
| iii 要介護3 1,011単位           | iii 要介護3 1,020単位           |
| iv 要介護4 1,111単位            | iv 要介護4 1,120単位            |
| v 要介護5 1,200単位             | v 要介護5 1,210単位             |
| b 療養型介護療養施設サービス費(ii)       | b 療養型介護療養施設サービス費(ii)       |
| i 要介護1 779単位               | i 要介護1 786単位               |
| ii 要介護2 887単位              | ii 要介護2 895単位              |
| iii 要介護3 1,120単位           | iii 要介護3 1,130単位           |
| iv 要介護4 1,219単位            | iv 要介護4 1,230単位            |
| v 要介護5 1,309単位             | v 要介護5 1,320単位             |
| (二) 療養型介護療養施設サービス費(II)     | (二) 療養型介護療養施設サービス費(II)     |

- 29 -

|                              |                              |
|------------------------------|------------------------------|
| a 療養型介護療養施設サービス費(i)          | a 療養型介護療養施設サービス費(i)          |
| i 要介護1 611単位                 | i 要介護1 616単位                 |
| ii 要介護2 718単位                | ii 要介護2 724単位                |
| iii 要介護3 875単位               | iii 要介護3 883単位               |
| iv 要介護4 1,028単位              | iv 要介護4 1,037単位              |
| v 要介護5 1,069単位               | v 要介護5 1,079単位               |
| b 療養型介護療養施設サービス費(ii)         | b 療養型介護療養施設サービス費(ii)         |
| i 要介護1 720単位                 | i 要介護1 726単位                 |
| ii 要介護2 827単位                | ii 要介護2 834単位                |
| iii 要介護3 984単位               | iii 要介護3 993単位               |
| iv 要介護4 1,137単位              | iv 要介護4 1,147単位              |
| v 要介護5 1,178単位               | v 要介護5 1,188単位               |
| (三) 療養型介護療養施設サービス費(III)      | (三) 療養型介護療養施設サービス費(III)      |
| a 療養型介護療養施設サービス費(i)          | a 療養型介護療養施設サービス費(i)          |
| i 要介護1 582単位                 | i 要介護1 587単位                 |
| ii 要介護2 691単位                | ii 要介護2 697単位                |
| iii 要介護3 839単位               | iii 要介護3 846単位               |
| iv 要介護4 993単位                | iv 要介護4 1,001単位              |
| v 要介護5 1,033単位               | v 要介護5 1,042単位               |
| b 療養型介護療養施設サービス費(ii)         | b 療養型介護療養施設サービス費(ii)         |
| i 要介護1 691単位                 | i 要介護1 697単位                 |
| ii 要介護2 800単位                | ii 要介護2 806単位                |
| iii 要介護3 948単位               | iii 要介護3 956単位               |
| iv 要介護4 1,102単位              | iv 要介護4 1,111単位              |
| v 要介護5 1,142単位               | v 要介護5 1,152単位               |
| (2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき） | (2) 療養型経過型介護療養施設サービス費（1日につき） |
| (一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)     | (一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)     |
| a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)       | a 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)       |
| i 要介護1 670単位                 | i 要介護1 676単位                 |
| ii 要介護2 778単位                | ii 要介護2 785単位                |
| iii 要介護3 925単位               | iii 要介護3 933単位               |
| iv 要介護4 1,014単位              | iv 要介護4 1,023単位              |
| v 要介護5 1,104単位               | v 要介護5 1,113単位               |
| b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)      | b 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)      |
| i 要介護1 779単位                 | i 要介護1 786単位                 |

- 30 -

|     |                               |         |
|-----|-------------------------------|---------|
| ii  | 要介護2                          | 887単位   |
| iii | 要介護3                          | 1,034単位 |
| iv  | 要介護4                          | 1,123単位 |
| v   | 要介護5                          | 1,213単位 |
| (二) | 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)         |         |
| a   | 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)          |         |
| i   | 要介護1                          | 670単位   |
| ii  | 要介護2                          | 778単位   |
| iii | 要介護3                          | 884単位   |
| iv  | 要介護4                          | 973単位   |
| v   | 要介護5                          | 1,062単位 |
| b   | 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                          | 779単位   |
| ii  | 要介護2                          | 887単位   |
| iii | 要介護3                          | 993単位   |
| iv  | 要介護4                          | 1,082単位 |
| v   | 要介護5                          | 1,171単位 |
| (3) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)    |         |
| (一) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)        |         |
| a   | 要介護1                          | 782単位   |
| b   | 要介護2                          | 890単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,123単位 |
| d   | 要介護4                          | 1,222単位 |
| e   | 要介護5                          | 1,312単位 |
| (二) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)       |         |
| a   | 要介護1                          | 782単位   |
| b   | 要介護2                          | 890単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,123単位 |
| d   | 要介護4                          | 1,222単位 |
| e   | 要介護5                          | 1,312単位 |
| (4) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき) |         |
| (一) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)     |         |
| a   | 要介護1                          | 782単位   |
| b   | 要介護2                          | 890単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,037単位 |

|     |                               |         |
|-----|-------------------------------|---------|
| ii  | 要介護2                          | 895単位   |
| iii | 要介護3                          | 1,043単位 |
| iv  | 要介護4                          | 1,133単位 |
| v   | 要介護5                          | 1,223単位 |
| (二) | 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)         |         |
| a   | 療養型経過型介護療養施設サービス費(i)          |         |
| i   | 要介護1                          | 676単位   |
| ii  | 要介護2                          | 785単位   |
| iii | 要介護3                          | 892単位   |
| iv  | 要介護4                          | 982単位   |
| v   | 要介護5                          | 1,072単位 |
| b   | 療養型経過型介護療養施設サービス費(ii)         |         |
| i   | 要介護1                          | 786単位   |
| ii  | 要介護2                          | 895単位   |
| iii | 要介護3                          | 1,001単位 |
| iv  | 要介護4                          | 1,091単位 |
| v   | 要介護5                          | 1,182単位 |
| (3) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)    |         |
| (一) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(I)        |         |
| a   | 要介護1                          | 789単位   |
| b   | 要介護2                          | 898単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,133単位 |
| d   | 要介護4                          | 1,233単位 |
| e   | 要介護5                          | 1,323単位 |
| (二) | ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)       |         |
| a   | 要介護1                          | 789単位   |
| b   | 要介護2                          | 898単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,133単位 |
| d   | 要介護4                          | 1,233単位 |
| e   | 要介護5                          | 1,323単位 |
| (4) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき) |         |
| (一) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(I)     |         |
| a   | 要介護1                          | 789単位   |
| b   | 要介護2                          | 898単位   |
| c   | 要介護3                          | 1,046単位 |

|     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| d   | 要介護4                       | 1,126単位 |
| e   | 要介護5                       | 1,215単位 |
| (二) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II) |         |
| a   | 要介護1                       | 782単位   |
| b   | 要介護2                       | 890単位   |
| c   | 要介護3                       | 1,037単位 |
| d   | 要介護4                       | 1,126単位 |
| e   | 要介護5                       | 1,215単位 |

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービス(同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養

|     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| d   | 要介護4                       | 1,136単位 |
| e   | 要介護5                       | 1,226単位 |
| (二) | ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(II) |         |
| a   | 要介護1                       | 789単位   |
| b   | 要介護2                       | 898単位   |
| c   | 要介護3                       | 1,046単位 |
| d   | 要介護4                       | 1,136単位 |
| e   | 要介護5                       | 1,226単位 |

注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護療養施設サービス(同号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養

型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護Ⅰ 23単位  
ロ 夜間勤務等看護Ⅱ 14単位  
ハ 夜間勤務等看護Ⅲ 14単位  
ニ 夜間勤務等看護Ⅳ 7単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、⑯を算定している場合は、算定しない。

8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

9 ②及び④について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

10 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

11 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であ

型医療施設について、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護Ⅰ 23単位  
ロ 夜間勤務等看護Ⅱ 14単位  
ハ 夜間勤務等看護Ⅲ 14単位  
ニ 夜間勤務等看護Ⅳ 7単位

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入院患者をいう。以下同じ。）に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1月に6日を限度として所定単位数に加算する。ただし、⑯を算定している場合は、算定しない。

8 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。

9 ②及び④について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は算定せず、注8に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

10 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。

11 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であ

って、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱを支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費ⅱ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費ⅱ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱを算定する。

12 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱを支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費ⅱ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費ⅱ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱを算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(5) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

って、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱを支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費ⅱ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費ⅱ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱを算定する。

12 次のいずれかに該当する者に対して、療養型介護療養施設サービス費Ⅰ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱを支給する場合は、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費ⅱ、療養型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費ⅱ又は療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱ若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱの療養型経過型介護療養施設サービス費ⅱを算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(5) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

- (6) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- |             |       |
|-------------|-------|
| a 退院前訪問指導加算 | 460単位 |
| b 退院後訪問指導加算 | 460単位 |
| c 退院時指導加算   | 400単位 |
| d 退院時情報提供加算 | 500単位 |
| e 退院前連携加算   | 500単位 |
- (二) 老人訪問看護指示加算 300単位
- 注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該

- (6) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- |             |       |
|-------------|-------|
| a 退院前訪問指導加算 | 460単位 |
| b 退院後訪問指導加算 | 460単位 |
| c 退院時指導加算   | 400単位 |
| d 退院時情報提供加算 | 500単位 |
| e 退院前連携加算   | 500単位 |
- (二) 老人訪問看護指示加算 300単位
- 注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。
- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該

- 35 -

- 入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- (7) 栄養マネジメント加算 14単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている

- 入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。
- 入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。
- 5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- 6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。
- (7) 栄養マネジメント加算 14単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている

- 36 -



- とともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。
- (8) 経口移行加算 28単位
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (9) 経口維持加算
- (一) 経口維持加算(I) 28単位
- (二) 経口維持加算(II) 5単位
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な

- とともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。
- (8) 経口移行加算 28単位
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (9) 経口維持加算
- (一) 経口維持加算(I) 28単位
- (二) 経口維持加算(II) 5単位
- 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な

- 37 -

- 管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。
- イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
- ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (10) 口腔機能維持管理体制加算 30単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (11) 口腔機能維持管理加算 110単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- (12) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算

- 管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。
- イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。
- ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (10) 口腔機能維持管理体制加算 30単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (11) 口腔機能維持管理加算 110単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- (12) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算

- 38 -

する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

13) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

14) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

15) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

13) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。

ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

14) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

|          |       |
|----------|-------|
| 1～3 (略)  |       |
| 4 重度療養管理 | 123単位 |
| 注 (略)    |       |
| 5～17 (略) |       |

15) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して

いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

17) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位

(二) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位

(三) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

18) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位

(2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位

注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

17) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算Ⅰ 12単位

(二) サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位

(三) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

18) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(17)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)          |       |
| a 診療所型介護療養施設サービス費(i)            |       |
| i 要介護1                          | 651単位 |
| ii 要介護2                         | 702単位 |
| iii 要介護3                        | 753単位 |
| iv 要介護4                         | 803単位 |
| v 要介護5                          | 854単位 |
| b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)           |       |
| i 要介護1                          | 760単位 |
| ii 要介護2                         | 811単位 |
| iii 要介護3                        | 862単位 |
| iv 要介護4                         | 912単位 |
| v 要介護5                          | 963単位 |
| (二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)         |       |
| a 診療所型介護療養施設サービス費(i)            |       |
| i 要介護1                          | 563単位 |
| ii 要介護2                         | 608単位 |
| iii 要介護3                        | 653単位 |
| iv 要介護4                         | 698単位 |
| v 要介護5                          | 744単位 |
| b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)           |       |
| i 要介護1                          | 672単位 |
| ii 要介護2                         | 717単位 |
| iii 要介護3                        | 762単位 |
| iv 要介護4                         | 807単位 |
| v 要介護5                          | 853単位 |
| (2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき) |       |
| (一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)     |       |
| a 要介護1                          | 763単位 |
| b 要介護2                          | 814単位 |
| c 要介護3                          | 865単位 |
| d 要介護4                          | 915単位 |
| e 要介護5                          | 966単位 |
| (二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)    |       |
| a 要介護1                          | 763単位 |

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)          |       |
| a 診療所型介護療養施設サービス費(i)            |       |
| i 要介護1                          | 657単位 |
| ii 要介護2                         | 709単位 |
| iii 要介護3                        | 760単位 |
| iv 要介護4                         | 810単位 |
| v 要介護5                          | 862単位 |
| b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)           |       |
| i 要介護1                          | 767単位 |
| ii 要介護2                         | 818単位 |
| iii 要介護3                        | 870単位 |
| iv 要介護4                         | 920単位 |
| v 要介護5                          | 972単位 |
| (二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)         |       |
| a 診療所型介護療養施設サービス費(i)            |       |
| i 要介護1                          | 568単位 |
| ii 要介護2                         | 614単位 |
| iii 要介護3                        | 659単位 |
| iv 要介護4                         | 705単位 |
| v 要介護5                          | 750単位 |
| b 診療所型介護療養施設サービス費(ii)           |       |
| i 要介護1                          | 678単位 |
| ii 要介護2                         | 723単位 |
| iii 要介護3                        | 769単位 |
| iv 要介護4                         | 814単位 |
| v 要介護5                          | 860単位 |
| (2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき) |       |
| (一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)     |       |
| a 要介護1                          | 770単位 |
| b 要介護2                          | 821単位 |
| c 要介護3                          | 873単位 |
| d 要介護4                          | 923単位 |
| e 要介護5                          | 975単位 |
| (二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)    |       |
| a 要介護1                          | 770単位 |

- 41 -

|        |       |
|--------|-------|
| b 要介護2 | 814単位 |
| c 要介護3 | 865単位 |
| d 要介護4 | 915単位 |
| e 要介護5 | 966単位 |

- 注1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の療養病床に係る病室であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(4)を算定している場合は、算定しない。
- 6 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 7 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日に

|        |       |
|--------|-------|
| b 要介護2 | 821単位 |
| c 要介護3 | 873単位 |
| d 要介護4 | 923単位 |
| e 要介護5 | 975単位 |

- 注1 療養病床を有する診療所である指定介護療養型医療施設の療養病床に係る病室であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護療養型医療施設については、診療所療養病床設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、(4)を算定している場合は、算定しない。
- 6 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 7 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日に

- 42 -

つき362単位を算定する。

8 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、診療所型介護療養施設サービス費(i)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費(i)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)を支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(4) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

a 退院前訪問指導加算 460単位

b 退院後訪問指導加算 460単位

c 退院時指導加算 400単位

d 退院時情報提供加算 500単位

e 退院前連携加算 500単位

(二) 老人訪問看護指示加算 300単位

注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居

つき362単位を算定する。

8 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であつて、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、診療所型介護療養施設サービス費(i)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

9 次のいずれかに該当する者に対して、診療所型介護療養施設サービス費(i)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)を支給する場合は、それぞれ、診療所型介護療養施設サービス費(i)の診療所型介護療養施設サービス費(ii)又は診療所型介護療養施設サービス費(ii)の診療所型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であつて、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者

(3) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(4) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

a 退院前訪問指導加算 460単位

b 退院後訪問指導加算 460単位

c 退院時指導加算 400単位

d 退院時情報提供加算 500単位

e 退院前連携加算 500単位

(二) 老人訪問看護指示加算 300単位

注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居

宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希

宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあつては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であつて、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合において、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希

望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (ロ)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 栄養マネジメント加算 14単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(6) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに

望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

6 (ロ)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

(5) 栄養マネジメント加算 14単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

(6) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに

経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 28単位

(二) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としてい

経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であつて、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(7) 経口維持加算

(一) 経口維持加算(I) 28単位

(二) 経口維持加算(II) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算(I)を算定している場合は経口維持加算(II)は算定しない。

イ 経口維持加算(I) 経口により食事を摂取する者であつて、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

ロ 経口維持加算(II) 経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としてい

- ること。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (8) 口腔機能維持管理体制加算 30単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (9) 口腔機能維持管理加算 110単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- (10) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。
- (11) 在宅復帰支援機能加算 10単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医

- ること。
- 2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。
- (8) 口腔機能維持管理体制加算 30単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。
- (9) 口腔機能維持管理加算 110単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
- (10) 療養食加算 23単位  
注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。  
イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。  
ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。  
ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。
- (11) 在宅復帰支援機能加算 10単位  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医

- 47 -

- 療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。  
ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- (12) 特定診療費  
入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- (13) 認知症専門ケア加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  
(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位  
(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位
- (14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位  
注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- (15) サービス提供体制強化加算

- 療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。  
イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。  
ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。
- (12) 特定診療費  
入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。
- ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。  
1～3 (略)  
4 重度療養管理 123単位  
注 (略)  
5～17 (略)
- (13) 認知症専門ケア加算  
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  
(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位  
(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位
- (14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位  
注 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入院することが適当であると判断した者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、入院した日から起算して7日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- (15) サービス提供体制強化加算

- 48 -

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)
  - a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
    - i 要介護1 998単位
    - ii 要介護2 1,063単位
    - iii 要介護3 1,129単位
    - iv 要介護4 1,196単位
    - v 要介護5 1,262単位
  - b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
    - i 要介護1 1,107単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

16) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)

- (一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)
  - a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
    - i 要介護1 1,006単位
    - ii 要介護2 1,073単位
    - iii 要介護3 1,139単位
    - iv 要介護4 1,206単位
    - v 要介護5 1,273単位
  - b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
    - i 要介護1 1,116単位

- ii 要介護2 1,172単位
- iii 要介護3 1,238単位
- iv 要介護4 1,305単位
- v 要介護5 1,370単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 941単位
  - ii 要介護2 1,010単位
  - iii 要介護3 1,079単位
  - iv 要介護4 1,149単位
  - v 要介護5 1,217単位
- b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
  - i 要介護1 1,050単位
  - ii 要介護2 1,119単位
  - iii 要介護3 1,188単位
  - iv 要介護4 1,258単位
  - v 要介護5 1,326単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 912単位
  - ii 要介護2 980単位
  - iii 要介護3 1,047単位
  - iv 要介護4 1,114単位
  - v 要介護5 1,181単位
- b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
  - i 要介護1 1,021単位
  - ii 要介護2 1,089単位
  - iii 要介護3 1,156単位
  - iv 要介護4 1,223単位
  - v 要介護5 1,290単位

四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 897単位
  - ii 要介護2 962単位
  - iii 要介護3 1,028単位

- ii 要介護2 1,183単位
- iii 要介護3 1,249単位
- iv 要介護4 1,316単位
- v 要介護5 1,382単位

(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 949単位
  - ii 要介護2 1,019単位
  - iii 要介護3 1,089単位
  - iv 要介護4 1,159単位
  - v 要介護5 1,228単位
- b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
  - i 要介護1 1,059単位
  - ii 要介護2 1,129単位
  - iii 要介護3 1,198単位
  - iv 要介護4 1,269単位
  - v 要介護5 1,338単位

(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 920単位
  - ii 要介護2 989単位
  - iii 要介護3 1,056単位
  - iv 要介護4 1,124単位
  - v 要介護5 1,191単位
- b 認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
  - i 要介護1 1,030単位
  - ii 要介護2 1,098単位
  - iii 要介護3 1,166単位
  - iv 要介護4 1,234単位
  - v 要介護5 1,301単位

四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)

- a 認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
  - i 要介護1 904単位
  - ii 要介護2 971単位
  - iii 要介護3 1,037単位

|     |                               |         |
|-----|-------------------------------|---------|
| iv  | 要介護 4                         | 1,095単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,161単位 |
| b   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)          |         |
| i   | 要介護 1                         | 1,006単位 |
| ii  | 要介護 2                         | 1,071単位 |
| iii | 要介護 3                         | 1,137単位 |
| iv  | 要介護 4                         | 1,204単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,269単位 |
| (五) | 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)          |         |
| a   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)          |         |
| i   | 要介護 1                         | 836単位   |
| ii  | 要介護 2                         | 902単位   |
| iii | 要介護 3                         | 967単位   |
| iv  | 要介護 4                         | 1,034単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,100単位 |
| b   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)         |         |
| i   | 要介護 1                         | 945単位   |
| ii  | 要介護 2                         | 1,010単位 |
| iii | 要介護 3                         | 1,076単位 |
| iv  | 要介護 4                         | 1,143単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,209単位 |
| (2) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)   |         |
| (一) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)       |         |
| a   | 要介護 1                         | 740単位   |
| b   | 要介護 2                         | 805単位   |
| c   | 要介護 3                         | 871単位   |
| d   | 要介護 4                         | 938単位   |
| e   | 要介護 5                         | 1,004単位 |
| (二) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)      |         |
| a   | 要介護 1                         | 849単位   |
| b   | 要介護 2                         | 914単位   |
| c   | 要介護 3                         | 980単位   |
| d   | 要介護 4                         | 1,047単位 |
| e   | 要介護 5                         | 1,112単位 |
| (3) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(1日につき) |         |

|     |                               |         |
|-----|-------------------------------|---------|
| iv  | 要介護 4                         | 1,104単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,171単位 |
| b   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)         |         |
| i   | 要介護 1                         | 1,014単位 |
| ii  | 要介護 2                         | 1,081単位 |
| iii | 要介護 3                         | 1,147単位 |
| iv  | 要介護 4                         | 1,214単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,280単位 |
| (五) | 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)          |         |
| a   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(i)          |         |
| i   | 要介護 1                         | 843単位   |
| ii  | 要介護 2                         | 909単位   |
| iii | 要介護 3                         | 976単位   |
| iv  | 要介護 4                         | 1,043単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,109単位 |
| b   | 認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)         |         |
| i   | 要介護 1                         | 953単位   |
| ii  | 要介護 2                         | 1,019単位 |
| iii | 要介護 3                         | 1,086単位 |
| iv  | 要介護 4                         | 1,153単位 |
| v   | 要介護 5                         | 1,219単位 |
| (2) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)   |         |
| (一) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)       |         |
| a   | 要介護 1                         | 746単位   |
| b   | 要介護 2                         | 812単位   |
| c   | 要介護 3                         | 879単位   |
| d   | 要介護 4                         | 946単位   |
| e   | 要介護 5                         | 1,012単位 |
| (二) | 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)      |         |
| a   | 要介護 1                         | 856単位   |
| b   | 要介護 2                         | 922単位   |
| c   | 要介護 3                         | 989単位   |
| d   | 要介護 4                         | 1,056単位 |
| e   | 要介護 5                         | 1,122単位 |
| (3) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(1日につき) |         |

- 51 -

|     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| (一) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)  |         |
| a   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)  |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,110単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,175単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,241単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,308単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,373単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,110単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,175単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,241単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,308単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,373単位 |
| (二) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II) |         |
| a   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)  |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,053単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,122単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,191単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,261単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,329単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,053単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,122単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,191単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,261単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,329単位 |

注1 老人性認知症患者療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第2条第3項に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届けたものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定介

|     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| (一) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)  |         |
| a   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)  |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,119単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,185単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,252単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,319単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,385単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,119単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,185単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,252単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,319単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,385単位 |
| (二) | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II) |         |
| a   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)  |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,062単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,132単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,201単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,272単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,341単位 |
| b   | ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(ii) |         |
| i   | 要介護 1                      | 1,062単位 |
| ii  | 要介護 2                      | 1,132単位 |
| iii | 要介護 3                      | 1,201単位 |
| iv  | 要介護 4                      | 1,272単位 |
| v   | 要介護 5                      | 1,341単位 |

注1 老人性認知症患者療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。))第2条第3項に規定する老人性認知症患者療養病棟をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届けたものにおける当該届出に係る老人性認知症患者療養病棟において、指定介

- 52 -



介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 5 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 6 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。
- 4 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 5 入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定する。
- 6 平成17年9月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(i)を算定する。

- 53 -

過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。

- 7 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(i)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
- (4) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。
- (5) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- |             |       |
|-------------|-------|
| a 退院前訪問指導加算 | 460単位 |
| b 退院後訪問指導加算 | 460単位 |
| c 退院時指導加算   | 400単位 |
| d 退院時情報提供加算 | 500単位 |
| e 退院前連携加算   | 500単位 |
- (二) 老人訪問看護指示加算 300単位  
注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる

過型介護療養施設サービス費(II)を算定する。

- 7 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(iv)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(v)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(i)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
- (4) 初期加算 30単位  
注 入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。
- (5) 退院時指導等加算
- (一) 退院時等指導加算
- |             |       |
|-------------|-------|
| a 退院前訪問指導加算 | 460単位 |
| b 退院後訪問指導加算 | 460単位 |
| c 退院時指導加算   | 400単位 |
| d 退院時情報提供加算 | 500単位 |
| e 退院前連携加算   | 500単位 |
- (二) 老人訪問看護指示加算 300単位  
注1 (一)のaについては、入院期間が1月を超えると見込まれる

- 54 -

入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合におい

入院患者の退院に先立って当該入院患者が退院後生活する居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合に、入院中1回（入院後早期に退院前訪問指導の必要があると認められる入院患者にあっては、2回）を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 2 (一)のbについては、入院患者の退院後30日以内に当該入院患者の居宅を訪問し、当該入院患者及びその家族等に対して療養上の指導を行った場合に、退院後1回を限度として算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行ったときも、同様に算定する。

- 3 (一)のcについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院時に、当該入院患者及びその家族等に対して、退院後の療養上の指導を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- 4 (一)のdについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において療養を継続する場合において、当該入院患者の退院後の主治の医師に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の紹介を行った場合に、入院患者1人につき1回に限り算定する。

入院患者が退院後にその居宅でなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該入院患者の同意を得て、当該社会福祉施設等に対して当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者の処遇に必要な情報を提供したときも、同様に算定する。

- 5 (一)のeについては、入院期間が1月を超える入院患者が退院し、その居宅において居宅サービスを利用する場合におい

- 55 -

て、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- 6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- (6) 栄養マネジメント加算 14単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  
ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  
ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。  
ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  
ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

- (7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、

て、当該入院患者の退院に先立って当該入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入院患者の同意を得て、当該入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該入院患者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退院後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- 6 (二)については、入院患者の退院時に、指定介護療養型医療施設の医師が、診療に基づき、指定訪問看護、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを行う場合に限る。）又は指定複合型サービス（看護サービスを行う場合に限る。）の利用が必要であると認め、当該入院患者の選定する指定訪問看護ステーション、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定複合型サービス事業所に対して、当該入院患者の同意を得て、訪問看護指示書を交付した場合に、入院患者1人につき1回を限度として算定する。

- (6) 栄養マネジメント加算 14単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  
ロ 入院患者の栄養状態を入院時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  
ハ 入院患者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入院患者の栄養状態を定期的に記録していること。  
ニ 入院患者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  
ホ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であること。

- (7) 経口移行加算 28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、

- 56 -

管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口維持加算

(一) 経口維持加算Ⅰ) 28単位

(二) 経口維持加算Ⅱ) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算Ⅰ)を算定している場合は経口維持加算Ⅱ)は算定しない。

イ 経口維持加算Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口移行計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(8) 経口維持加算

(一) 経口維持加算Ⅰ) 28単位

(二) 経口維持加算Ⅱ) 5単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者ごとに入院患者の摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注2において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につきそれぞれ所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は算定せず、経口維持加算Ⅰ)を算定している場合は経口維持加算Ⅱ)は算定しない。

イ 経口維持加算Ⅰ) 経口により食事を摂取する者であって、著しい摂食機能障害を有し造影撮影又は内視鏡検査により誤嚥が認められるものを対象としていること。

- 57 -

ロ 経口維持加算Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 口腔機能維持管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔機能維持管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(11) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

ロ 経口維持加算Ⅱ) 経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し誤嚥が認められるものを対象としていること。

2 管理栄養士又は栄養士が行う経口維持計画に基づく経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

(9) 口腔機能維持管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(10) 口腔機能維持管理加算 110単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(11) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 入院患者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において行われていること。

- 58 -

(12) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(13) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(14) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(15) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設

(12) 在宅復帰支援機能加算 10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設であって、次に掲げる基準のいずれにも適合している場合にあっては、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 入院患者の家族との連絡調整を行っていること。
- ロ 入院患者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、入院患者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退院後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること。

(13) 特定診療費

入院患者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 |       |
| 1～3 (略)                                    |       |
| 4 重度療養管理                                   | 123単位 |
| 注 (略)                                      |       |
| 5～17 (略)                                   |       |

(14) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(15) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設

設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別紙 5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）

（変更点は下線部）

| 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 別表<br>指定介護予防サービス介護給付費単位数表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 別表<br>指定介護予防サービス介護給付費単位数表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 9 介護予防短期入所療養介護費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 9 介護予防短期入所療養介護費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費<br>(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）<br>(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 553単位<br>ii 要支援2 686単位<br>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<br>i 要支援1 615単位<br>ii 要支援2 769単位<br>(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 518単位<br>ii 要支援2 642単位<br>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<br>i 要支援1 580単位<br>ii 要支援2 725単位<br>(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 494単位 | ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費<br>(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）<br>(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 556単位<br>ii 要支援2 690単位<br>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<br>i 要支援1 618単位<br>ii 要支援2 773単位<br>(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 521単位<br>ii 要支援2 646単位<br>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)<br>i 要支援1 583単位<br>ii 要支援2 729単位<br>(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)<br>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(i)<br>i 要支援1 497単位 |

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| ii 要支援 2                               | 612単位 |
| b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)              |       |
| i 要支援 1                                | 556単位 |
| ii 要支援 2                               | 695単位 |
| (2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)      |       |
| (一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)          |       |
| a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)            |       |
| i 要支援 1                                | 553単位 |
| ii 要支援 2                               | 686単位 |
| b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |       |
| i 要支援 1                                | 615単位 |
| ii 要支援 2                               | 769単位 |
| (二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)         |       |
| a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)            |       |
| i 要支援 1                                | 553単位 |
| ii 要支援 2                               | 686単位 |
| b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |       |
| i 要支援 1                                | 615単位 |
| ii 要支援 2                               | 769単位 |
| (3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)    |       |
| (一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)        |       |
| a 要支援 1                                | 622単位 |
| b 要支援 2                                | 778単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)       |       |
| a 要支援 1                                | 622単位 |
| b 要支援 2                                | 778単位 |
| (4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき) |       |
| (一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)     |       |
| i 要支援 1                                | 622単位 |
| b 要支援 2                                | 778単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)    |       |

|                                        |       |
|----------------------------------------|-------|
| ii 要支援 2                               | 615単位 |
| b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)              |       |
| i 要支援 1                                | 559単位 |
| ii 要支援 2                               | 699単位 |
| (2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)      |       |
| (一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)          |       |
| a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)            |       |
| i 要支援 1                                | 556単位 |
| ii 要支援 2                               | 690単位 |
| b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |       |
| i 要支援 1                                | 618単位 |
| ii 要支援 2                               | 773単位 |
| (二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)         |       |
| a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(i)            |       |
| i 要支援 1                                | 556単位 |
| ii 要支援 2                               | 690単位 |
| b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |       |
| i 要支援 1                                | 618単位 |
| ii 要支援 2                               | 773単位 |
| (3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)    |       |
| (一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)        |       |
| a 要支援 1                                | 625単位 |
| b 要支援 2                                | 782単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)       |       |
| a 要支援 1                                | 625単位 |
| b 要支援 2                                | 782単位 |
| (4) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき) |       |
| (一) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)     |       |
| a 要支援 1                                | 625単位 |
| b 要支援 2                                | 782単位 |
| (二) ユニット型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)    |       |

- 37 -

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| a 要支援 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 622単位 |
| b 要支援 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 778単位 |
| 注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 |       |
| 2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |
| 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |
| 4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |
| 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
| イ 夜間勤務等看護(I)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 23単位  |
| ロ 夜間勤務等看護(II)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 14単位  |
| ハ 夜間勤務等看護(III)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 14単位  |
| ニ 夜間勤務等看護(IV)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 7単位   |
| 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅で                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| a 要支援 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 625単位 |
| b 要支援 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 782単位 |
| 注1 療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟(療養病床に係るものに限る。)において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。 |       |
| 2 (3)及び(4)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |       |
| 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、病院療養病床療養環境減算として、1日につき25単位を所定単位数から減算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |       |
| 4 医師の配置について、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第49条の規定が適用されている病院については、1日につき12単位を所定単位数から減算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |       |
| 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養型介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |       |
| イ 夜間勤務等看護(I)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 23単位  |
| ロ 夜間勤務等看護(II)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 14単位  |
| ハ 夜間勤務等看護(III)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 14単位  |
| ニ 夜間勤務等看護(IV)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 7単位   |
| 6 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅で                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |

- 38 -

の生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。  
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

の生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。
- 8 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 9 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定する。  
イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者  
ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者  
ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利

用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
  - 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

用の必要があると医師が判断した者

- 10 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービス（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
  - 11 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (5) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (6) 特定診療費
- 注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。

1～3 (略)

4 重度療養管理

123単位



注 (略)  
5～17 (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
  - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
    - i 要支援1 536単位
    - ii 要支援2 665単位
  - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
  - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
    - i 要支援1 539単位
    - ii 要支援2 669単位
  - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)

- 41 -

- i 要支援1 598単位
- ii 要支援2 748単位
- (二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
  - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
    - i 要支援1 468単位
    - ii 要支援2 580単位
  - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
    - i 要支援1 535単位
    - ii 要支援2 669単位
- (2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
  - (一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
    - a 要支援1 605単位
    - b 要支援2 757単位
  - (二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
    - a 要支援1 605単位
    - b 要支援2 757単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算

- i 要支援1 601単位
- ii 要支援2 752単位
- (二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
  - a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i)
    - i 要支援1 471単位
    - ii 要支援2 583単位
  - b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)
    - i 要支援1 538単位
    - ii 要支援2 673単位
- (2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)
  - (一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 761単位
  - (二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)
    - a 要支援1 608単位
    - b 要支援2 761単位

注1 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、診療所設備基準減算として、1日につき60単位を所定単位数から減算する。
- 4 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定介護予防短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算

- 42 -

して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予

して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)を支給する場合は、それぞれ、診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)又は診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。
  - イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
  - ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
  - ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、診療所における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予

防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(4) 特定診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

|                                            |
|--------------------------------------------|
| ※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。 |
| 1～3 (略)                                    |
| 4 重度療養管理 123単位                             |
| 注 (略)                                      |
| 5～17 (略)                                   |

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た

(5) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 12単位
- (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6単位
- (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位

(6) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た

指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| (一) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)   |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 846単位   |
| ii 要支援2                      | 1,006単位 |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 955単位   |
| ii 要支援2                      | 1,109単位 |
| (二) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)  |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 780単位   |
| ii 要支援2                      | 948単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 842単位   |
| ii 要支援2                      | 1,031単位 |
| (三) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(III) |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 757単位   |
| ii 要支援2                      | 920単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 819単位   |

指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| (一) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)   |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 850単位   |
| ii 要支援2                      | 1,011単位 |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 960単位   |
| ii 要支援2                      | 1,115単位 |
| (二) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)  |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 784単位   |
| ii 要支援2                      | 953単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 846単位   |
| ii 要支援2                      | 1,036単位 |
| (三) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(III) |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)     |         |
| i 要支援1                       | 761単位   |
| ii 要支援2                      | 925単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)    |         |
| i 要支援1                       | 823単位   |

|                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| ii 要支援2                             | 1,003単位 |
| 四 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(IV)           |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)            |         |
| i 要支援1                              | 745単位   |
| ii 要支援2                             | 905単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |         |
| i 要支援1                              | 807単位   |
| ii 要支援2                             | 988単位   |
| (五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)          |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)            |         |
| i 要支援1                              | 684単位   |
| ii 要支援2                             | 844単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |         |
| i 要支援1                              | 793単位   |
| ii 要支援2                             | 947単位   |
| (2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)       |         |
| a 要支援1                              | 588単位   |
| b 要支援2                              | 748単位   |
| (二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)      |         |
| a 要支援1                              | 650単位   |
| b 要支援2                              | 831単位   |
| (3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)     |         |
| a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)       |         |
| i 要支援1                              | 957単位   |
| ii 要支援2                             | 1,112単位 |
| b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)      |         |
| i 要支援1                              | 957単位   |
| ii 要支援2                             | 1,112単位 |
| (二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)    |         |
| a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)       |         |
| i 要支援1                              | 849単位   |
| ii 要支援2                             | 1,040単位 |

|                                     |         |
|-------------------------------------|---------|
| ii 要支援2                             | 1,008単位 |
| 四 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(IV)           |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)            |         |
| i 要支援1                              | 749単位   |
| ii 要支援2                             | 909単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |         |
| i 要支援1                              | 811単位   |
| ii 要支援2                             | 993単位   |
| (五) 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(V)          |         |
| a 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)            |         |
| i 要支援1                              | 687単位   |
| ii 要支援2                             | 848単位   |
| b 認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)           |         |
| i 要支援1                              | 797単位   |
| ii 要支援2                             | 952単位   |
| (2) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)   |         |
| (一) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)       |         |
| a 要支援1                              | 591単位   |
| b 要支援2                              | 752単位   |
| (二) 認知症患者型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)      |         |
| a 要支援1                              | 653単位   |
| b 要支援2                              | 835単位   |
| (3) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(1日につき) |         |
| (一) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(I)     |         |
| a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)       |         |
| i 要支援1                              | 962単位   |
| ii 要支援2                             | 1,118単位 |
| b ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(ii)      |         |
| i 要支援1                              | 962単位   |
| ii 要支援2                             | 1,118単位 |
| (二) ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(II)    |         |
| a ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費(i)       |         |
| i 要支援1                              | 853単位   |
| ii 要支援2                             | 1,045単位 |

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) |         |
| i 要支援1                        | 849単位   |
| ii 要支援2                       | 1,040単位 |
- 注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)を算定する。

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) |         |
| i 要支援1                        | 853単位   |
| ii 要支援2                       | 1,045単位 |
- 注1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第189条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(iv)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(v)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)を算定する。

- 47 -

- 期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (5) 特定診療費
- 注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

- 期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(iii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。
- (4) 療養食加算 23単位
- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。
- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。
- (5) 特定診療費
- 注 利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

- 48 -


※ 別に厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数の内容は次のとおり。  
 1～3 (略)  
 4 重度療養管理 123単位  
 注 (略)  
 5～17 (略)

- (6) サービス提供体制強化加算  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 12単位
  - (二) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6単位
  - (三) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位
- (7) 介護職員処遇改善加算  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
  - (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

- (6) サービス提供体制強化加算  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) サービス提供体制強化加算Ⅰ) 12単位
  - (二) サービス提供体制強化加算Ⅱ) 6単位
  - (三) サービス提供体制強化加算Ⅲ) 6単位
- (7) 介護職員処遇改善加算  
 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- (一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数
  - (二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ) (一)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
  - (三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ) (一)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護サービス

:平成26年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

9 短期入所療養介護費

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

| 基本部分                              |                                           | 注                                  | 注       | 注       | 注       | 注                     | 注      | 注                    | 注                    | 注                    |                     |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|---------|---------|---------|-----------------------|--------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
|                                   |                                           | 注1                                 | 注2      | 注3      | 注4      | 注5                    | 注6     | 注7                   | 注8                   | 注9                   |                     |
| (1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)        | (一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>「従来型個室」         | 療養介護費1 (774 単位)                    | ×70/100 | ×90/100 | ×90/100 | 病院療養病床療養増減率<br>-25 単位 | -12 単位 | 夜間勤務等看護(Ⅰ)<br>+23 単位 | 夜間勤務等看護(Ⅱ)<br>+14 単位 | 夜間勤務等看護(Ⅲ)<br>+14 単位 | 夜間勤務等看護(Ⅳ)<br>+7 単位 |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (1,067 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,167 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,257 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>「従来型個室」         | 療養介護費1 (834 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (942 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (1,179 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,276 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,365 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<br>「従来型個室」         | 療養介護費1 (661 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (774 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (930 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,084 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,125 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき)     | (一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>「従来型個室」      | 療養介護費1 (834 単位)                    | ×70/100 | ×90/100 | ×90/100 | -25 単位                | -12 単位 | +200 単位<br>(7日間で限度)  | +90 単位<br>(7日間で限度)   | +120 単位              | 共通につき<br>+184 単位    |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (980 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,070 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,160 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>「従来型個室」      | 療養介護費1 (834 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (942 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (1,090 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,179 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,274 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅲ)<br>「従来型個室」      | 療養介護費1 (774 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (939 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,029 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,119 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (3) ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)    | (一) ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>「ユニタ型個室」    | 療養介護費1 (834 単位)                    | ×70/100 | ×90/100 | ×90/100 | 病院療養病床療養増減率<br>-25 単位 | -12 単位 | +200 単位<br>(7日間で限度)  | +90 単位<br>(7日間で限度)   | +120 単位              | 共通につき<br>+184 単位    |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (980 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,070 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,160 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>「ユニタ型個室」    | 療養介護費1 (834 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (942 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (1,090 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,179 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,274 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<br>「ユニタ型個室」    | 療養介護費1 (661 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (774 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (939 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,029 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,119 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (4) ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1日につき) | (一) ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>「ユニタ型個室」 | 療養介護費1 (834 単位)                    | ×70/100 | ×90/100 | ×90/100 | 病院療養病床療養増減率<br>-25 単位 | -12 単位 | +200 単位<br>(7日間で限度)  | +90 単位<br>(7日間で限度)   | +120 単位              | 共通につき<br>+184 単位    |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (980 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,070 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,160 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>「ユニタ型個室」 | 療養介護費1 (834 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (942 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (1,090 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,179 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,274 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅲ)<br>「ユニタ型個室」 | 療養介護費1 (774 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費2 (832 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費3 (939 単位)                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費4 (1,029 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   |                                           | 療養介護費5 (1,119 単位)                  |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (5) 特定入院療養病床短期入所療養介護費             | (一) 3時間以上4時間未満 (854 単位)                   |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) 4時間以上6時間未満 (905 単位)                   |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)                 |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (6) 療養食加算 (1日につき 23 単位を加算)        |                                           |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (7) 特定診療費                         |                                           |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (8) サービス提供体制強化加算                  | (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12 単位を加算)      |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算)       |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)       |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
| (9) 介護職員処遇改善加算                    | (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×11/100)   | 注<br>所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計 |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(一)の90/100)     |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |
|                                   | (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の80/100)     |                                    |         |         |         |                       |        |                      |                      |                      |                     |

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

| 基本部分                                    |                                            |                              | 注                              | 注                                               | 注                      | 注                  | 注                 | 注               |                 |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
|                                         |                                            |                              | 利用者の数及び入院患者の数の合計額が入居者の定員を超える場合 | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合       | 認知症行動・心理症状緊急対応加算   | 緊急短期入所受入加算        | 若年性認知症利用者受入加算   | 利用者に対して送迎を行う場合  |
| (1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)                 | (一) 診療所短期入所療養介護費(I)<br>看護<6:1><br>介護<6:1>  | a.診療所短期入所療養介護費(i)<br><従来型個室> | 要介護1 (795単位)                   | ×70/100                                         | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位 | +200単位<br>(7日間を限度) | +90単位<br>(7日間を限度) | +120単位          | 片道につき<br>+184単位 |
|                                         |                                            |                              | 要介護2 (756単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護3 (807単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護4 (858単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護5 (909単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | b.診療所短期入所療養介護費(ii)<br><多床室>  | 要介護1 (814単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護2 (866単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護3 (917単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護4 (967単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護5 (1,019単位)               |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)            | (一) 診療所短期入所療養介護費(I)<br>看護<6:1><br>介護<6:1>  | a.診療所短期入所療養介護費(i)<br><従来型個室> | 要介護1 (616単位)                   | ×97/100                                         | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位 | +200単位<br>(7日間を限度) | +90単位<br>(7日間を限度) | +120単位          | 片道につき<br>+184単位 |
|                                         |                                            |                              | 要介護2 (662単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護3 (707単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護4 (752単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              | 要介護5 (798単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | b.診療所短期入所療養介護費(ii)<br><多床室>  | 要介護1 (726単位)                   |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護2 (771単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護3 (816単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護4 (862単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護5 (908単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (3) 特定診療所短期入所療養介護費                      | (一) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(I)<br><ユニット型個室>      | 要介護1 (817単位)                 | ×70/100                        | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位                          | +200単位<br>(7日間を限度)     | +90単位<br>(7日間を限度)  | +120単位            | 片道につき<br>+184単位 |                 |
|                                         |                                            | 要介護2 (869単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護3 (920単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護4 (970単位)                 |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            | 要介護5 (1,022単位)               |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (二) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(II)<br><ユニット型標準室> | 要介護1 (817単位)                               | ×97/100                      | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位         | +200単位<br>(7日間を限度)                              | +90単位<br>(7日間を限度)      | +120単位             | 片道につき<br>+184単位   |                 |                 |
|                                         | 要介護2 (869単位)                               |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | 要介護3 (920単位)                               |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (二) ユニッ外型診療所短期入所療養介護費(II)<br><ユニット型標準室> | 要介護4 (970単位)                               | ×97/100                      | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位         | +200単位<br>(7日間を限度)                              | +90単位<br>(7日間を限度)      | +120単位             | 片道につき<br>+184単位   |                 |                 |
|                                         | 要介護5 (1,022単位)                             |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         |                                            |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (3) 特定診療所短期入所療養介護費                      | (一) 3時間以上4時間未満                             | (654単位)                      | ×70/100                        | 診療所設備基準<br>減算<br>-60単位                          | +200単位<br>(7日間を限度)     | +90単位<br>(7日間を限度)  | +120単位            | 片道につき<br>+184単位 |                 |
|                                         | (二) 4時間以上6時間未満                             | (905単位)                      |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | (三) 6時間以上8時間未満                             | (1,257単位)                    |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)               |                                            |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (5) 特定診療費                               |                                            |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (6) サービス提供体制強化加算                        | (一) サービス提供体制強化加算(I)<br>(1日につき 12単位を加算)     |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | (二) サービス提供体制強化加算(II)<br>(1日につき 6単位を加算)     |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | (三) サービス提供体制強化加算(III)<br>(1日につき 6単位を加算)    |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
| (7) 介護職員処遇改善加算                          | (一) 介護職員処遇改善加算(I)<br>(1月につき +所定単位×11/1000) |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | (二) 介護職員処遇改善加算(II)<br>(1月につき +(一)の90/100)  |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |
|                                         | (三) 介護職員処遇改善加算(III)<br>(1月につき +(一)の80/100) |                              |                                |                                                 |                        |                    |                   |                 |                 |

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目



二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

| 基本部分                       |                               | 注                                      |                                 |                                        |                                                          |                                                          | 注                                               | 注               | 注               |         |         |                 |                 |                 |                 |
|----------------------------|-------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------|-----------------|---------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|                            |                               | 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合        | 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合            | 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 | 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 緊急短期入所受入加算      | 利用者に対して送迎を行う場合  |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき) | 大学病院                          | (一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)                 | a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>   | 要介護1 (1,064 単位)                        | 要介護2 (1,119 単位)                                          | 要介護3 (1,185 単位)                                          | 要介護4 (1,259 単位)                                 | 要介護5 (1,339 単位) | ×70/100         | ×90/100 | ×90/100 |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>    | 要介護1 (1,183 単位)                        | 要介護2 (1,249 単位)                                          | 要介護3 (1,295 単位)                                          | 要介護4 (1,362 単位)                                 | 要介護5 (1,428 単位) |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | (二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)         | a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>          | 要介護1 (1,066 単位)                                          | 要介護2 (1,135 単位)                                          | 要介護3 (1,206 単位)                                 | 要介護4 (1,274 単位) |                 |         |         | 要介護5 (1,346 単位) |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        |                                 | b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>           | 要介護1 (1,106 単位)                                          | 要介護2 (1,175 単位)                                          | 要介護3 (1,245 単位)                                 | 要介護4 (1,315 単位) |                 |         |         | 要介護5 (1,383 単位) |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        |                                 | (三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)               | a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>                            | 要介護1 (1,038 単位)                                          | 要介護2 (1,098 単位)                                 | 要介護3 (1,163 単位) |                 |         |         | 要介護4 (1,232 単位) | 要介護5 (1,299 単位) |                 |                 |
|                            |                               | b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>           |                                 |                                        | 要介護1 (1,145 単位)                                          | 要介護2 (1,213 単位)                                          | 要介護3 (1,280 単位)                                 | 要介護4 (1,347 単位) |                 |         |         | 要介護5 (1,414 単位) |                 |                 |                 |
|                            |                               | (四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)                |                                 |                                        | a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>                            | 要介護1 (1,062 単位)                                          | 要介護2 (1,129 単位)                                 | 要介護3 (1,193 単位) |                 |         |         | 要介護4 (1,261 単位) | 要介護5 (1,326 単位) |                 |                 |
|                            |                               |                                        | b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>    |                                        | 要介護1 (1,181 単位)                                          | 要介護2 (1,248 単位)                                          | 要介護3 (1,315 単位)                                 | 要介護4 (1,381 単位) |                 |         |         | 要介護5 (1,446 単位) |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | (五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型    |                                        | a. 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>                            | 要介護1 (1,000 単位)                                          | 要介護2 (1,066 単位)                                 | 要介護3 (1,131 単位) |                 |         |         | 要介護4 (1,195 単位) | 要介護5 (1,268 単位) |                 |                 |
|                            |                               |                                        |                                 | b. 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>           | 要介護1 (1,104 単位)                                          | 要介護2 (1,169 単位)                                          | 要介護3 (1,233 単位)                                 | 要介護4 (1,296 単位) |                 |         |         | 要介護5 (1,358 単位) |                 |                 |                 |
|                            | (2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき) |                                        |                                 | (一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>      | 要介護1 (891 単位)                                            | 要介護2 (927 単位)                                            | 要介護3 (963 単位)                                   | 要介護4 (1,000 単位) | 要介護5 (1,036 単位) | ×70/100 | ×90/100 | ×90/100         |                 |                 |                 |
|                            |                               | b. 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(ii) <多床室>        |                                 |                                        | 要介護1 (984 単位)                                            | 要介護2 (1,020 単位)                                          | 要介護3 (1,056 単位)                                 | 要介護4 (1,092 単位) | 要介護5 (1,128 単位) |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               | (二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>       |                                 |                                        | 要介護1 (904 単位)                                            | 要介護2 (939 単位)                                            | 要介護3 (974 単位)                                   | 要介護4 (1,009 単位) | 要介護5 (1,044 単位) |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | b. 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(ii) <多床室> |                                        | 要介護1 (1,165 単位)                                          | 要介護2 (1,202 単位)                                          | 要介護3 (1,239 単位)                                 | 要介護4 (1,276 単位) | 要介護5 (1,313 単位) |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | (3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき) |                                        | 大学病院                                                     | (一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)                              | a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>            | 要介護1 (1,031 単位) | 要介護2 (1,071 単位) |         |         |                 | 要介護3 (1,111 単位) | 要介護4 (1,151 単位) | 要介護5 (1,191 単位) |
|                            |                               |                                        |                                 | b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室> |                                                          |                                                          | 要介護1 (1,165 単位)                                 | 要介護2 (1,202 単位) | 要介護3 (1,239 単位) |         |         |                 | 要介護4 (1,276 単位) | 要介護5 (1,313 単位) |                 |
|                            |                               |                                        |                                 | (二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)           |                                                          |                                                          | a. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>            | 要介護1 (1,038 単位) | 要介護2 (1,078 単位) |         |         |                 | 要介護3 (1,118 単位) | 要介護4 (1,158 単位) | 要介護5 (1,198 単位) |
|                            |                               | b. ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室> |                                 |                                        |                                                          |                                                          | 要介護1 (1,175 単位)                                 | 要介護2 (1,215 単位) | 要介護3 (1,255 単位) |         |         |                 | 要介護4 (1,295 単位) | 要介護5 (1,335 単位) |                 |
|                            |                               | (4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費                  |                                 |                                        |                                                          |                                                          | (一) 3時間以上4時間未満                                  | (654 単位)        |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               |                                        | (二) 4時間以上6時間未満                  |                                        | (905 単位)                                                 |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (三) 6時間以上8時間未満             | (1,257 単位)                    |                                        |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (5) 療養食加算                  |                               | (1日につき 23単位を加算)                        |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (6) 特定診療費                  |                               |                                        |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (7) サービス提供体制強化加算           | (一) サービス提供体制強化加算(I)           | (1日につき 12単位を加算)                        |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            | (二) サービス提供体制強化加算(II)          | (1日につき 6単位を加算)                         |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            | (三) サービス提供体制強化加算(III)         | (1日につき 6単位を加算)                         |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
| (8) 介護職員処遇改善加算             | (一) 介護職員処遇改善加算(I)             | (1月につき 所定単位×11/1000)                   |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            | (二) 介護職員処遇改善加算(II)            | (1月につき 所定単位の90/100)                    |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            | (三) 介護職員処遇改善加算(III)           | (1月につき 所定単位の80/100)                    |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |
|                            |                               | 注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計        |                                 |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |                 |                 |         |         |                 |                 |                 |                 |

特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護療養施設サービス  
 Ⅰ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

| 基本部分                                           |                                             | 注                                                                          | 注                                 | 注                              | 注                | 注                | 注                | 注                | 注                                 |                                                                                                         |  |  |
|------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| (1) 療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)                     | (一) 療養型介護療養施設サービス費(I)                       | a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>                                                | 要介護1 ( 875 単位)                    | 要介護2 ( 785 単位)                 | 要介護3 ( 1,020 単位) | 要介護4 ( 1,120 単位) | 要介護5 ( 1,370 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | 看護(6:1)介護(4:1)                                                             | 要介護1 ( 785 単位)                    | 要介護2 ( 695 単位)                 | 要介護3 ( 1,100 単位) | 要介護4 ( 1,230 単位) | 要介護5 ( 1,320 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | (二) 療養型介護療養施設サービス費(II)                                                     | a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>       | 要介護1 ( 894 単位)                 | 要介護2 ( 794 単位)   | 要介護3 ( 883 単位)   | 要介護4 ( 1,037 単位) | 要介護5 ( 1,079 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | 看護(6:1)介護(5:1)                    | 要介護1 ( 834 単位)                 | 要介護2 ( 903 単位)   | 要介護3 ( 993 単位)   | 要介護4 ( 1,147 単位) | 要介護5 ( 1,189 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | b.療養型介護療養施設サービス費(II) <多床室>        | 要介護1 ( 591 単位)                 | 要介護2 ( 691 単位)   | 要介護3 ( 845 単位)   | 要介護4 ( 1,001 単位) | 要介護5 ( 1,042 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (三) 療養型介護療養施設サービス費(III)                     | a.療養型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>                                                | 要介護1 ( 687 単位)                    | 要介護2 ( 597 単位)                 | 要介護3 ( 858 単位)   | 要介護4 ( 1,111 単位) | 要介護5 ( 1,152 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | b.療養型介護療養施設サービス費(II) <多床室>                                                 | 要介護1 ( 676 単位)                    | 要介護2 ( 785 単位)                 | 要介護3 ( 894 単位)   | 要介護4 ( 1,003 単位) | 要介護5 ( 1,072 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (2) 療養型経過型介護療養施設サービス費 (1日につき)               | (一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(I)                                                   | a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室>    | 要介護1 ( 743 単位)                 | 要介護2 ( 743 単位)   | 要介護3 ( 1,023 単位) | 要介護4 ( 1,113 単位) | 要介護5 ( 1,223 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | 看護(6:1)介護(4:1)                    | 要介護1 ( 676 単位)                 | 要介護2 ( 676 単位)   | 要介護3 ( 1,044 単位) | 要介護4 ( 1,134 単位) | 要介護5 ( 1,223 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | (二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(II)         | a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <従来型個室> | 要介護1 ( 786 単位)   | 要介護2 ( 695 単位)   | 要介護3 ( 1,001 単位) | 要介護4 ( 1,091 単位) | 要介護5 ( 1,180 単位)                  |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            |                                   | 看護(6:1)介護(4:1)                 | 要介護1 ( 786 単位)   | 要介護2 ( 895 単位)   | 要介護3 ( 1,001 単位) | 要介護4 ( 1,131 単位) | 要介護5 ( 1,182 単位)                  |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            |                                   | b.療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <多床室>  | 要介護1 ( 676 単位)   | 要介護2 ( 676 単位)   | 要介護3 ( 1,044 単位) | 要介護4 ( 1,134 単位) | 要介護5 ( 1,223 単位)                  |                                                                                                         |  |  |
| (三) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)                 |                                             | a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>                                           | 要介護1 ( 1,133 単位)                  | 要介護2 ( 1,233 単位)               | 要介護3 ( 1,333 単位) | 要介護4 ( 1,383 単位) | 要介護5 ( 1,433 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | 看護(6:1)介護(4:1)                                                             | 要介護1 ( 785 単位)                    | 要介護2 ( 895 単位)                 | 要介護3 ( 1,005 単位) | 要介護4 ( 1,105 単位) | 要介護5 ( 1,205 単位) |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | (二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(II)                                                | a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>  | 要介護1 ( 1,133 単位)               | 要介護2 ( 1,233 単位) | 要介護3 ( 1,333 単位) | 要介護4 ( 1,383 単位) | 要介護5 ( 1,433 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | 看護(6:1)介護(4:1)                    | 要介護1 ( 785 単位)                 | 要介護2 ( 895 単位)   | 要介護3 ( 1,005 単位) | 要介護4 ( 1,105 単位) | 要介護5 ( 1,205 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             |                                                                            | b.療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室> | 要介護1 ( 1,044 単位)               | 要介護2 ( 1,144 単位) | 要介護3 ( 1,244 単位) | 要介護4 ( 1,294 単位) | 要介護5 ( 1,344 単位) |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (四) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)              | a.療養型経過型介護療養施設サービス費(1) <ユニット型個室>            | 要介護1 ( 1,044 単位)                                                           | 要介護2 ( 1,144 単位)                  | 要介護3 ( 1,244 単位)               | 要介護4 ( 1,294 単位) | 要介護5 ( 1,344 単位) |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | b.療養型経過型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室>           | 要介護1 ( 1,136 単位)                                                           | 要介護2 ( 1,236 単位)                  | 要介護3 ( 1,336 単位)               | 要介護4 ( 1,386 単位) | 要介護5 ( 1,436 単位) |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| 注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)                   |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| 注 外泊時費用                                        |                                             | 入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定                   |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| 注 試行的退院サービス費                                   |                                             | 入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月に6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)及び(4)の基本単価に限る。)     |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| 注 他科受診時費用                                      |                                             | 入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定 |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (5) 初期加算 (1日につき +30単位)                         |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (6) 退院時指導等加算                                   | (一) 退院時指導加算                                 | a.退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)                                     |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   | 注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合<br>注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合<br>注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合 |  |  |
|                                                |                                             | b.退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)                                           |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | c.退院時指導加算 (400単位)                                                          |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | d.退院時情報提供加算 (500単位)                                                        |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                |                                             | e.退院前連携加算 (500単位)                                                          |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定) |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)                 |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)                     |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (9) 経口維持加算 (1日につき)                             | (一) 経口維持加算(I) (28単位)                        |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (二) 経口維持加算(II) (5単位)                        |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (10) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)              |                                             | 注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (11) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)               |                                             | 注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを4回以上行った場合<br>口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (12) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)                     |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)                |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (14) 特定診療費                                     |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (15) 認知症専門ケア加算                                 | (一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)            |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (16) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) |                                             |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (17) サービス提供体制強化加算                              | (一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)         |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)         |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)        |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
| (18) 介護職員処遇改善加算                                | (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位数×11/1000)    |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  | 注 所定単位数は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計 |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)      |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |
|                                                | (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100)     |                                                                            |                                   |                                |                  |                  |                  |                  |                                   |                                                                                                         |  |  |

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

| 基本部分                                              |                                              |                                            | 注                                                                                      | 注                                               | 注                      | 注            |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------|--------------|
|                                                   |                                              |                                            | 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合                                                                   | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合       | 若年性認知症患者受入加算 |
| (1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)                       | (一) 診療所型介護療養施設サービス費(I)<br>看護<6:1><br>介護<6:1> | a. 診療所型介護療養施設サービス費(i)<br><従来型個室>           | 要介護1 ( 657 単位)<br>要介護2 ( 709 単位)<br>要介護3 ( 760 単位)<br>要介護4 ( 810 単位)<br>要介護5 ( 862 単位) | ×70/100                                         | 診療所療養病床設備基準減算<br>→60単位 | +120単位       |
|                                                   |                                              | b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii)<br><多床室>            | 要介護1 ( 767 単位)<br>要介護2 ( 818 単位)<br>要介護3 ( 870 単位)<br>要介護4 ( 920 単位)<br>要介護5 ( 972 単位) |                                                 |                        |              |
| (2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)                  | (二) 診療所型介護療養施設サービス費(II)<br>看護・介護<3:1>        | a. 診療所型介護療養施設サービス費(i)<br><従来型個室>           | 要介護1 ( 614 単位)<br>要介護2 ( 659 単位)<br>要介護3 ( 705 単位)<br>要介護4 ( 750 単位)<br>要介護5 ( 795 単位) | ×97/100                                         |                        |              |
|                                                   |                                              | b. 診療所型介護療養施設サービス費(ii)<br><多床室>            | 要介護1 ( 678 単位)<br>要介護2 ( 723 単位)<br>要介護3 ( 768 単位)<br>要介護4 ( 814 単位)<br>要介護5 ( 860 単位) |                                                 |                        |              |
| (2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)                  | (一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I)<br><ユニット型個室>     |                                            | 要介護1 ( 770 単位)<br>要介護2 ( 821 単位)<br>要介護3 ( 873 単位)<br>要介護4 ( 923 単位)<br>要介護5 ( 975 単位) |                                                 |                        |              |
|                                                   |                                              | (二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II)<br><ユニット型準個室> | 要介護1 ( 770 単位)<br>要介護2 ( 821 単位)<br>要介護3 ( 873 単位)<br>要介護4 ( 923 単位)<br>要介護5 ( 975 単位) |                                                 |                        |              |
| 注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 5単位を減算)                      |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| 注 外泊時費用                                           |                                              |                                            | 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定                              |                                                 |                        |              |
| 注 他科受診時費用                                         |                                              |                                            | 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定             |                                                 |                        |              |
| (3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)                          |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (4) 退院時指導等加算                                      | (一) 退院時等指導加算                                 | a. 退院前訪問指導加算<br>(入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) |                                                                                        | 注<br>入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合            |                        |              |
|                                                   |                                              | b. 退院後訪問指導加算<br>(退院後1回を限度に、460単位を算定)       |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   |                                              | c. 退院時指導加算 (400単位)                         |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   |                                              | d. 退院時情報提供加算 (500単位)                       |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   |                                              | e. 退院前連携加算 (500単位)                         |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (二) 老人訪問看護指示加算<br>(入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)      |                                              |                                            | 注<br>退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合                                                            |                                                 |                        |              |
|                                                   |                                              |                                            |                                                                                        | 注<br>居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合       |                        |              |
| (5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)                    |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (6) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)                        |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (7) 経口維持加算(1日につき)                                 | (一) 経口維持加算(I) (28単位)                         |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   | (二) 経口維持加算(II) (5単位)                         |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (8) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算)                  |                                              |                                            | 注<br>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合                     |                                                 |                        |              |
| (9) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算)                   |                                              |                                            | 注<br>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合<br>口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない         |                                                 |                        |              |
| (10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)                        |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)                   |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (12) 特定診療費                                        |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (13) 認知症専門ケア加算                                    | (一) 認知症専門ケア加算(I)<br>(1日につき 3単位を加算)           |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   | (二) 認知症専門ケア加算(II)<br>(1日につき 4単位を加算)          |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (14) 認知症行動・心理症状緊急対応加算<br>(入所後7日に限り 1日につき200単位を加算) |                                              |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (15) サービス提供体制強化加算                                 | (一) サービス提供体制強化加算(I)<br>(1日につき 12単位を加算)       |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   | (二) サービス提供体制強化加算(II)<br>(1日につき 6単位を加算)       |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   | (三) サービス提供体制強化加算(III)<br>(1日につき 6単位を加算)      |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
| (16) 介護職員処遇改善加算                                   | (一) 介護職員処遇改善加算(I)<br>(1月につき +所定単位×11/1000)   |                                            | 注<br>所定単位数は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計                                                   |                                                 |                        |              |
|                                                   | (二) 介護職員処遇改善加算(II)<br>(1月につき +(一)の90/100)    |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |
|                                                   | (三) 介護職員処遇改善加算(III)<br>(1月につき +(一)の80/100)   |                                            |                                                                                        |                                                 |                        |              |


ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

| 基本部分                              |                                            |                                          | 注                    |                      |                      |                                        |                                                          | 注                                                        |                                                 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                                   |                                            |                                          | 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合 | 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 | 介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 | 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 | 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 |
| (1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)      | 大学病院等                                      | a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)<br><従来型個室>        | 要介護1 (1,306 単位)      | ×70/100              |                      | ×90/100                                |                                                          | ×90/100                                                  |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護2 (1,073 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 看護<3:1><br>介護<6:1>                       | 要介護3 (1,139 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護4 (1,206 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護5 (1,273 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護1 (1,116 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)<br><多床室>           | 要介護2 (1,183 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護3 (1,249 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 一般病院                                       | a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)<br><従来型個室>        | 要介護4 (1,316 単位)      | ×70/100              |                      |                                        | -12単位                                                    |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護5 (1,382 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 看護<4:1><br>介護<4:1>                       | 要介護1 (1,019 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護2 (1,089 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護3 (1,159 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護4 (1,228 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)<br><多床室>  | 要介護1 (1,058 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護2 (1,128 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| (2) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)      | 大学病院等                                      | a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)<br><従来型個室>      | 要介護3 (1,198 単位)      | ×70/100              |                      | ×90/100                                |                                                          | ×90/100                                                  |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護4 (1,268 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 看護<4:1><br>介護<5:1>                       | 要介護5 (1,338 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護1 (1,338 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護2 (1,399 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護3 (1,466 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 一般病院                              | a.認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)<br><従来型個室>         | 要介護4 (1,436 単位)                          | ×70/100              |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護5 (1,504 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 看護<4:1><br>介護<6:1>                         | 要介護1 (843 単位)                            |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護2 (909 単位)                     |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護3 (976 単位)                     |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護4 (1,043 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 経過措置型                             | b.認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)<br><多床室>            | 要介護5 (1,109 単位)                          | ×70/100              |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護1 (969 単位)                            |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 看護<4:1><br>介護<6:1>                         | 要介護2 (1,019 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護3 (1,086 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護4 (1,153 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護5 (1,219 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| (3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき) | 大学病院等                                      | a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)<br><ユニット型個室> | 要介護1 (746 単位)        | ×70/100              |                      | ×90/100                                |                                                          | ×90/100                                                  |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護2 (812 単位)        |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 看護<4:1><br>介護<6:1>                       | 要介護3 (878 単位)        |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護4 (946 単位)                              |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護5 (1,012 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護1 (866 単位)                              |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 一般病院                              | b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)<br><多床室>      | 要介護2 (922 単位)                            | ×70/100              |                      |                      |                                        | ×90/100                                                  |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護3 (989 単位)                            |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 看護<4:1><br>介護<6:1>                         | 要介護4 (1,056 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護5 (1,122 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護1 (1,119 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護2 (1,185 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| (4) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき) | 大学病院等                                      | a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)<br><ユニット型個室> | 要介護3 (1,252 単位)      | ×70/100              |                      |                                        |                                                          | ×97/100                                                  |                                                 |
|                                   |                                            |                                          | 要介護4 (1,319 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 看護<4:1><br>介護<6:1>                       | 要介護5 (1,386 単位)      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護1 (1,119 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護2 (1,185 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 要介護3 (1,252 単位)                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 一般病院                              | b.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)<br><ユニット型個室>  | 要介護4 (1,319 単位)                          | ×70/100              |                      |                      |                                        | ×97/100                                                  |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護5 (1,386 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 看護<4:1><br>介護<6:1>                         | 要介護1 (1,062 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護2 (1,132 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護3 (1,201 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護4 (1,272 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 経過措置型                             | a.ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)<br><ユニット型個室> | 要介護5 (1,341 単位)                          | ×70/100              |                      |                      |                                        | ×97/100                                                  |                                                          |                                                 |
|                                   |                                            | 要介護1 (1,062 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
|                                   | 看護<4:1><br>介護<6:1>                         | 要介護2 (1,132 単位)                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護3 (1,201 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護4 (1,272 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |
| 要介護5 (1,341 単位)                   |                                            |                                          |                      |                      |                      |                                        |                                                          |                                                          |                                                 |

|                                  |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)     |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| 注 外泊時費用                          |                                               | 入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定                        |                                                                                                                  |
| 注 他科受診時費用                        |                                               | 入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定      |                                                                                                                  |
| (4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)         |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (5) 退院時指導等加算                     | (一) 退院時等指導加算                                  | a 退院前訪問指導加算<br>(入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)                                       | 注<br>入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合<br>注<br>退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合<br>注<br>居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合 |
|                                  |                                               | b 退院後訪問指導加算<br>(退院後1回を限度に、460単位を算定)                                             |                                                                                                                  |
|                                  |                                               | c 退院時指導加算 (400単位)                                                               |                                                                                                                  |
|                                  |                                               | d 退院時情報提供加算 (500単位)                                                             |                                                                                                                  |
|                                  |                                               | e 退院前連携加算 (500単位)                                                               |                                                                                                                  |
|                                  | (二) 老人訪問看護指示加算<br>(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定) |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (6) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)   |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (7) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)       |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (8) 経口維持加算(1日につき)                | (一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)                          |                                                                                 |                                                                                                                  |
|                                  | (二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)                           |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (9) 口腔機能維持管理体制加算 (1月につき 30単位を加算) |                                               | 注<br>歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合              |                                                                                                                  |
| (10) 口腔機能維持管理加算 (1月につき 110単位を加算) |                                               | 注<br>歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行なった場合<br>口腔機能維持管理体制加算を算定していない場合は、算定しない |                                                                                                                  |
| (11) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)       |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)  |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (13) 特定診療費                       |                                               |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (14) サービス提供体制強化加算                | (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)<br>(1日につき 12単位を加算)        |                                                                                 |                                                                                                                  |
|                                  | (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)<br>(1日につき 6単位を加算)         |                                                                                 |                                                                                                                  |
|                                  | (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)<br>(1日につき 6単位を加算)         |                                                                                 |                                                                                                                  |
| (15) 介護職員処遇改善加算                  | (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)<br>(1月につき +所定単位×11/1000)    | 注<br>所定単位は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計                                             |                                                                                                                  |
|                                  | (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)<br>(1月につき +(一)の90/100)      |                                                                                 |                                                                                                                  |
|                                  | (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)<br>(1月につき +(一)の80/100)      |                                                                                 |                                                                                                                  |

# 介護報酬の算定構造(案)

## 介護予防サービス

:平成26年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

| 基本部分                                         |                                              | 注                                  | 注                              | 注                     | 注                                     | 注                                                         | 注                                                         | 注                                              | 注                | 注                                 | 注                           |                  |                 |                |
|----------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------------|------------------|-----------------|----------------|
|                                              |                                              | 夜勤を行う職員の勤務条件基準を高たさない場合             | 利用者の数及び入居患者の数の合計数が入居患者の数を超える場合 | 看護・介護職員の員数が基準に高たない場合は | 看護師が基準に定めた看護職員員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 | 協定の医師臨時計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 協定の医師臨時計画を提出したもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 | 常勤のユニットリーダーをユニットに配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合 | 医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合 | 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算  | 認知症行動・心理状態検査対応加算 | 若年性認知症利用者受入加算   | 利用者に対して送迎を行う場合 |
| (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)              | a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈従来型個室〉         | 要支援1 ( 556 単位)                     | -25単位                          | ×70/100               | ×90/100                               | -12単位                                                     | ×90/100                                                   | 病院療養病床療養環境減算<br>-25単位                          | -12単位            | 夜間勤務等看護(Ⅰ)<br>+23単位               | 1日につき<br>+200単位<br>(7日間を限度) | 1日につき<br>+120単位  | 片道につき<br>+184単位 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 690 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈多床室〉           | 要支援1 ( 618 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 773 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈従来型個室〉         | 要支援1 ( 521 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 646 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈多床室〉           | 要支援1 ( 583 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | 要支援2 ( 729 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)              | a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈従来型個室〉         | 要支援1 ( 497 単位)                     | -25単位                          | ×70/100               | ×90/100                               | -12単位                                                     | ×90/100                                                   | 病院療養病床療養環境減算<br>-25単位                          | -12単位            | 夜間勤務等看護(Ⅰ)<br>+23単位               | 1日につき<br>+200単位<br>(7日間を限度) | 1日につき<br>+120単位  | 片道につき<br>+184単位 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 615 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈多床室〉           | 要支援1 ( 559 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 699 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | a. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈従来型個室〉         | 要支援1 ( 556 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 690 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| b. 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈多床室〉           | 要支援1 ( 618 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | 要支援2 ( 773 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)         | a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈ユニット型個室〉  | 要支援1 ( 625 単位)                     | -25単位                          | ×70/100               | ×90/100                               | -12単位                                                     | ×90/100                                                   | 病院療養病床療養環境減算<br>-25単位                          | -12単位            | 夜間勤務等看護(Ⅰ)<br>+23単位               | 1日につき<br>+200単位<br>(7日間を限度) | 1日につき<br>+120単位  | 片道につき<br>+184単位 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈ユニット型準個室〉 | 要支援1 ( 625 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈ユニット型個室〉  | 要支援1 ( 625 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈ユニット型準個室〉 | 要支援1 ( 625 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | 要支援2 ( 782 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (4) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)         | a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈ユニット型個室〉  | 要支援1 ( 625 単位)                     | -25単位                          | ×70/100               | ×90/100                               | -12単位                                                     | ×90/100                                                   | 病院療養病床療養環境減算<br>-25単位                          | -12単位            | 夜間勤務等看護(Ⅰ)<br>+23単位               | 1日につき<br>+200単位<br>(7日間を限度) | 1日につき<br>+120単位  | 片道につき<br>+184単位 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈ユニット型準個室〉 | 要支援1 ( 625 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | a. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)<br>〈ユニット型個室〉  | 要支援1 ( 625 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              |                                              | 要支援2 ( 782 単位)                     |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| b. ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)<br>〈ユニット型準個室〉 | 要支援1 ( 625 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | 要支援2 ( 782 単位)                               |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (5) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)                    |                                              |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (6) 特定診療費                                    |                                              |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (7) サービス提供体制強化加算                             | (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)<br>(1日につき 12単位を加算)       |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)<br>(1日につき 6単位を加算)        |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)<br>(1日につき 6単位を加算)        |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
| (8) 介護職員処遇改善加算                               | (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)<br>(1月につき +所定単位×11/1000)   | 注<br>所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計 |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)<br>(1月につき +(一)の90/100)     |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |
|                                              | (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)<br>(1月につき +(一)の80/100)     |                                    |                                |                       |                                       |                                                           |                                                           |                                                |                  |                                   |                             |                  |                 |                |

※ 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

| 基本部分                             |                                         |                               |                | 注                                  | 注                                               | 注                           | 注                | 注               | 注              |
|----------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------|----------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------|------------------|-----------------|----------------|
|                                  |                                         |                               |                | 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合    | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 廊下幅が設備基準を満たさない場合            | 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 若年性認知症利用者受入加算   | 利用者に対して送迎を行う場合 |
| (1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)      | (一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)                 | a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> | 要支援1 ( 539 単位) | ×70/100                            | 診療所設備基準減算<br>-60単位                              | 1日につき<br>+200単位<br>(7日間を限度) | 1日につき<br>+120単位  | 片道につき<br>+184単位 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 669 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         | b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>  | 要支援1 ( 601 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 752 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)                | a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室> | 要支援1 ( 471 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 583 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         | b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>  | 要支援1 ( 538 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 673 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
| (2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき) | (一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット個室>   |                               | 要支援1 ( 608 単位) | ×97/100                            |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 761 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <ユニット準個室> |                               | 要支援1 ( 608 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  |                                         |                               | 要支援2 ( 761 単位) |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
| (3) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)        |                                         |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
| (4) 特定診療費                        |                                         |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
| (5) サービス提供体制強化加算                 | (一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)     |                               |                | 注<br>所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計 |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)     |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)    |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
| (6) 介護職員処遇改善加算                   | (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000) |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)  |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |
|                                  | (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100) |                               |                |                                    |                                                 |                             |                  |                 |                |

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目



二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

| 基本部分                                         |                                         |                                              |                                     | 注                               |                        |                                              |                                                                |                                                                  | 注                                               | 注              |                |         |         |  |       |  |  |  |
|----------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------|----------------|---------|---------|--|-------|--|--|--|
|                                              |                                         |                                              |                                     | 利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合  | 看護・介護職員の数に満たない場合<br>又は | 看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合<br>又は | 僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合<br>又は | 僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合<br>又は | 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合 | 利用者に対して送迎を行う場合 |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)               | 大学病院                                    | a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)<br><従来型個室>          | 要支援1 ( 850 単位)                      | ×70/100                         | ×90/100                |                                              |                                                                | ×90/100                                                          |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 1,011 単位)                    |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 看護<3:1><br>介護<6:1>                           | 要支援1 ( 960 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 1,115 単位)                    |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 一般病院                                         | a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)<br><従来型個室> |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                | 要支援1 ( 784 単位) | ×70/100 | ×90/100 |  | -12単位 |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                | 要支援2 ( 953 単位) |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 看護<4:1><br>介護<4:1>                      |                                              | 要支援1 ( 846 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 1,036 単位)                    |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)<br><従来型個室>   |                                              | 要支援1 ( 761 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 925 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 看護<4:1><br>介護<5:1>                      | 要支援1 ( 823 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 要支援2 ( 1,008 単位)                             |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 一般病院                                    | a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)<br><従来型個室>         | 要支援1 ( 749 単位)                      | ×70/100                         | ×90/100                |                                              | -12単位                                                          |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 909 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 看護<4:1><br>介護<6:1>                           | 要支援1 ( 811 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| 要支援2 ( 993 単位)                               |                                         |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)<br><従来型個室>          |                                         | 要支援1 ( 687 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 要支援2 ( 848 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| 経過措置型                                        | 要支援1 ( 797 単位)                          |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 要支援2 ( 952 単位)                          |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)            | a.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I)<br><従来型個室>  | 要支援1 ( 591 単位)                               | ×70/100                             | ×90/100                         |                        |                                              | ×90/100                                                        |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 要支援2 ( 752 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | b.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)<br><多床室>   | 要支援1 ( 653 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | 要支援2 ( 835 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)          | 大学病院                                    | a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<br><ユニット型個室>   | 要支援1 ( 962 単位)                      | ×70/100                         | ×90/100                |                                              |                                                                | ×97/100                                                          |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 1,118 単位)                    |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         | b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<br><ユニット型準備室> | 要支援1 ( 962 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 要支援2 ( 1,118 単位)                        |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | 一般病院                                    | a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<br><ユニット型個室>   | 要支援1 ( 853 単位)                      |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              |                                         |                                              | 要支援2 ( 1,045 単位)                    |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<br><ユニット型準備室> |                                         | 要支援1 ( 853 単位)                               |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| 要支援2 ( 1,045 単位)                             |                                         |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (4) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)                    |                                         |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (5) 特定診療費                                    |                                         |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (6) サービス提供体制強化加算                             | (一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 12単位を加算)     |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)     |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)    |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
| (7) 介護職員処遇改善加算                               | (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×11/1000) |                                              |                                     | 注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +(一)の90/100)  |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |
|                                              | (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の80/100) |                                              |                                     |                                 |                        |                                              |                                                                |                                                                  |                                                 |                |                |         |         |  |       |  |  |  |

： 特定診療費、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目